

船橋市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、令和2年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和3年12月7日

船橋市監査委員	栗	林	紀	子
同	齋	藤	弘	之
同	大	矢	敏	子
同	橋	本	和	子

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
1	48	危機管理課	意見	【船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金】 地域防災力の充実のためにはこの補助金の効果は大きいものと考え る。防災士等の資格取得者等の目標人数等は設定されていないと いうことであるが、目標年度や目標人数等を設定し、全ての自主防 災組織に有資格者等が育成されるよう要望する。	全ての自主防災組織に有資格者等が育成されることが望ましいが、まず は市全体のバランスを考え、24地区(24コミュニティ)に最低1人の育成 ができるようにするなどの目標設定を検討している。	引き続き、左記の内容の検討を行う。
2	48	危機管理課	意見	【船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金】 市が交付する補助金のうち、緊急性と必要性がともに高いと判断さ れる補助金であっても、希少な財源を最適に配分する観点から、当 初予算の段階でその必要額を適正に見積もるよう要望する。	監査時点と同じ。	過去の実績を考慮して最適な配分の予算要求の検討を行う。
3	48	財政課 危機管理課	意見	【船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金】 緊急性と必要性がともに高いと判断される補助金について、最終的 に多額の不用額が発生することを避ける必要があるため可能な範囲 で最終の補正予算までに減額補正を行うよう要望する。	年度末まで申請を受け付けている補助金などについては、不用額を的確 に見積もることが困難と考えられるため、原則として減額補正は行わず、 予算編成の精度を高めることとするが、今後、年度途中で中止が決定し た事業等は減額補正することを確認する旨を令和3年6月21日付けで通 知した。(財政課) この補助金は、年度末まで申請を受け付けており、交付額の確定が年度 末となるため、原則、年度途中の減額補正は行わないものとするが、講 座等の中止の場合は減額補正を検討することとした。(危機管理課)	左記のとおり措置済み。
4	49	財政課 危機管理課	指摘	【船橋市自主防災組織補助金】 自主防災組織補助金は、防災資機材を整備し、もって自主防災体 制の確立に資することを目的とする補助金であるため、防災資機材 の適切な管理のため、固定資産の処分制限等に係る規定を自主防 災組織交付規則に明記されたい。	補助金を充当して取得した固定資産について、原則耐用年数内での処 分を制限するため、令和3年7月1日付けで船橋市補助金等の交付に関 する規則を改正し、財産の処分の制限の規定を追加した。 また、施設整備や価格が30万円以上の機械及び器具の購入に対する 補助事業については、財産処分の制限年数の設定及び財産処分の承 認等について、補助要綱等に規定するなどの対応をとるよう令和3年6月 21日付けで通知した。(財政課) 令和3年2月に規則改正について検討を行い、船橋市自主防災組織補 助金交付規則に指摘内容の規定を盛り込む内容で、令和3年3月に改 正する協議案を法務課に提出したが、財政課が別で対応しているため取 り下げることとなった。(危機管理課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 令和3年度中に船橋市自主防災組織補助金交付規則を改正する。(危 機管理課)
5	51	危機管理課	意見	【船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金、船橋 市自主防災組織補助金】 補助金交付の効果の測定・評価のためには、客観的に評価できる指 標を設定することが期待されている。評価指標の設定には難しい面 はあるが、補助金交付の目的に対してどの程度進捗しているのかを 把握するためには指標の設定は不可欠であると考えられる。補助金 交付の効果測定のために当該補助事業に合った適切な評価指標を 設定するよう要望する。	【船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金】 各自主防災組織の連携や避難所運営などの強化に有資格者等が携わ れる方法等を検討している。 【船橋市自主防災組織補助金】 市が災害用の資機材等を整備する代わりに、地域の自主防災組織自ら 資機材等の整備を行うための補助金であるため必然的に地域の防災強 化が図られている。また、世帯数ごとの補助金上限も設けられているこ ろから過大に補助金を交付することはない制度である。補助金交付した地 域の状況がわかるデータや指標の設定ができるか検討している。	【船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金、船橋市自 主防災組織補助金】 引き続き、左記の内容の検討を行う。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
6	52	財政課 危機管理課	指摘	【船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金、船橋市自主防災組織補助金】 市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも関係書類の整備に関する規定を明記した方が補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であり、補助事業者が関係書類の整備義務を明確に認識することが期待できる。したがって、補助金交付要綱等に関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記するよう徹底されたい。	船橋市補助金等の交付に関する規則では、補助事業者は関係書類を常に整備しておくこととしていたが、関係書類を常に整備しておくことは負担が大きいこと、また、補助事業の内容により、関係書類の整備が必要な期間が異なることから、令和3年7月1日付けで同規則を改正し、補助事業者が関係書類を整備する期間を「常に」から「市長が別に定める期間」とした。 また、船橋市文書管理規則に基づく補助金等に係る公文書の保存期間や補助事業により取得した財産の耐用年数及び債権の時効期限等を考慮して、補助要綱等に関係書類の整備期間を規定するよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 【船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金】 船橋市補助金等の交付に関する規則変更後での要綱改正を予定していたが、規則改正が年度途中の7月1日であったため、要綱の改正案や時期を検討している。 【船橋市自主防災組織補助金】 令和3年2月に規則改正について検討を行い、船橋市自主防災組織補助金交付規則に指摘内容の規定を盛り込む内容で、令和3年3月に改正する協議案を法務課に提出したが、財政課が別で対応しているため取り下げることとなった。(危機管理課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 令和3年度中に船橋市自主防災組織補助金交付規則、船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金交付要綱を改正する。(危機管理課)
7	53	職員課	意見	【船橋市職員資格取得支援助成金】 補助金交付の効果の測定・評価のためには、客観的に評価できる指標が設定されていることが望ましい。評価指標の設定には難しい面はあるが、補助金交付の目的に対してどの程度進捗しているのかを把握するためには指標の設定は効果的であると考えられる。補助金交付の効果測定のために評価指標の設定を要望する。	監査時点と同じ	本事業は、職員の学習意欲の向上を通して公務能率の一層の増進を図る観点から補助対象資格を多数設定しており、必ずしも取得した資格と担当業務との関連性を求めているものではない。そのため現在の担当業務に関連した評価は難しいと考えられるが、補助対象者に実施しているアンケート調査の見直しと併せて、適切な効果の把握について検討する。
8	55	財政課 自治振興課	指摘	【船橋市町会・自治会館設置費補助金、コミュニティ事業助成金】 船橋市町会・自治会館設置費補助金及びコミュニティ事業助成金は、建物等の固定資産が交付の対象となっている。市が交付する補助金等の適正化を確保するため、補助事業で取得した財産等の処分を制限する規定を補助金交付要綱等に明記するよう徹底されたい。	補助金を充当して取得した固定資産について、原則耐用年数内での処分を制限するため、令和3年7月1日付けで船橋市補助金等の交付に関する規則を改正し、財産の処分の制限の規定を追加した。 また、施設整備や価格が30万円以上の機械及び器具の購入に対する補助事業については、財産処分の制限年数の設定及び財産処分の承認等について、補助要綱等に規定するなどの対応をとるよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 財産処分の制限年数の設定及び財産処分の承認等について、当該補助金の規則や要領に規定することとした。(自治振興課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 令和4年4月1日に当該補助金の規則及び要領を改正する。(自治振興課)
9	56	自治振興課	意見	【船橋市自治会連合協議会補助金】 繰越金の額の収入金額や補助金額に対する割合を考えると、船橋市自治会連合協議会は補助金交付額と比較して多額の繰越金を有していると考えられる。補助金の交付時期を工夫することにより、補助金交付年度において適正に対応した補助対象経費を再度確認し、比較的多額の繰越金の存在と補助金交付額との合理的な均衡を再度検討するよう要望する。	自治会連合協議会は行政と連携し、防災、防犯、福祉、環境、教育など様々な分野で公益的な活動をしていることから、円滑な運営が図られる必要がある。監査の結果を受けてあらためて検討したが、当該補助金は令和元年度に行財政改革推進プランにおいて繰越金の状況を勘案し、点検、評価を実施した結果、市として現状の補助金額を維持することとしており、現時点では同様の考えである。	左記のとおり措置済み。
10	57	自治振興課	意見	【船橋市自治会連合協議会補助金】 補助金交付事務の業務プロセスでは、補助金の評価や効果等について検証する必要があるため、特定団体補助金交付基準によって検証するよう要望する。	特定団体補助金交付基準に基づく交付事業の検証を行うこととした。	令和4年度中に特定団体補助金交付基準に基づく交付事業の検証を行う。
11	58	自治振興課	意見	【船橋市町会・自治会館設置費補助金、船橋市防犯灯設置費補助金】 補助金交付事務の業務プロセスでは、実績報告書は補助事業等の成果を確認する重要なものである。たとえ、交付申請時に補助事業等が完了していたとしても、交付申請書と実績報告書は目的が違うものであるため、実績報告書提出義務の規定を設けた上で、省略できる場合の規定を設けるよう要望する。	監査の結果を受けて改めて検討したが、交付申請時に制度を利用する町会等にも申請方法等について案内を行っており、事業の遂行に支障はないことから、実績報告書の提出及び省略については要綱に明記せず、従前の取扱いのとおりとすることとした。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
12	58	自治振興課	意見	【船橋市町会・自治会館設置費補助金、船橋市防犯灯設置費補助金】 補助金の交付決定時に領収書の写しの提出がされていない補助金については、船橋市補助金等交付規則第12条第2項の実績報告を要しないものに該当しないと考えられるので、実績報告書の提出について規定するよう要望する。 仮に、現実的に実績報告書の提出が困難である場合は、補助対象経費の实在性やその金額の適正性をより正確に確認するためにも、工事請負業者の正式な口座への振込明細書等の証憑を提出していただき、確認することも検討するよう要望する。	監査の結果を受けて改めて検討したが、交付申請時に領収書の写しが提出されていないものについては、請求書の添付を求めており、請求書の内容は契約に基づき確定している額であることから、精算額による交付申請となるため、船橋市補助金等の交付に関する規則第12条第2項により実績報告書は必要ないものと判断した。 なお、金額を正確に把握するために、領収書の写しを提出せずに交付決定を受けた場合は、領収書の写しを支払後速やかに提出しなければならないことが各補助金の要綱に規定されている。	左記のとおり措置済み。
13	60	自治振興課	意見	【船橋市町会・自治会館設置費補助金、コミュニティ事業助成金】 補助金交付事務の業務プロセスでは、補助金等事業の完了にあたり現場調査が必要になることがある。船橋市町会・自治会館設置費補助金交付規則及びコミュニティ助成事業申請事務取扱要領には、現場調査の規定が明記されていないため、補助金交付要綱等に明記するよう要望する。	監査の結果を受けて改めて検討したが、交付申請時に制度を利用する町会等にも現場調査等について案内を行っており、事業の遂行に支障はないことから、従前の取扱いのとおり、交付決定通知書に、交付条件として明記することとした。	左記のとおり措置済み。
14	61	財政課 自治振興課	指摘	【船橋市町会・自治会館設置費補助金、船橋市町会・自治会館維持管理費補助金、船橋市自治会連合協議会補助金、船橋市防犯灯設置費補助金、船橋市防犯灯維持管理費補助金、コミュニティ事業助成金】 市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも関係書類の整備に関する規定を明記した方が補助事業者に対して周知徹底の面からも丁寧な対応であり、補助事業者にも関係書類の整備義務等を明確に認識できる効果が期待される。したがって、補助金交付要綱等に関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記するよう、改正も含めて徹底されたい。	船橋市補助金等の交付に関する規則では、補助事業者は関係書類を常に整備しておくこととしていたが、関係書類を常に整備しておくことは負担が大きいこと、また、補助事業の内容により、関係書類の整備が必要な期間が異なることから、令和3年7月1日付けで同規則を改正し、補助事業者が関係書類を整備する期間を「常に」から「市長が別に定める期間」とした。 また、船橋市文書管理規則に基づく補助金等に係る公文書の保存期間や補助事業により取得した財産の耐用年数及び債権の時効期限等を考慮して、補助要綱等に関係書類の整備期間を規定するよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 【船橋市町会・自治会館設置費補助金、船橋市自治会連合協議会補助金、船橋市防犯灯設置費補助金、船橋市防犯灯維持管理費補助金、コミュニティ事業助成金】 船橋市文書管理規則に基づく補助金等に係る公文書の保存期間や補助事業により取得した財産の耐用年数及び債権の時効期限等を考慮して、当該補助金の規則、要綱等に関係書類の整備期間を規定することとした。 【船橋市町会・自治会館維持管理費補助金】 事業の廃止に伴い令和3年4月1日に規則を廃止した。 (自治振興課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 【船橋市町会・自治会館設置費補助金、船橋市自治会連合協議会補助金、船橋市防犯灯設置費補助金、船橋市防犯灯維持管理費補助金、コミュニティ事業助成金】 令和4年4月1日に、規則、要綱及び要領を改正する。 【船橋市町会・自治会館維持管理費補助金】 左記のとおり措置済み。 (自治振興課)
15	62	自治振興課	意見	【船橋市町会・自治会館維持管理費補助金】 補助金交付に係る補助事業者から提出させる書類は、その他市長が必要があると認める書類は通常想定できないようなものに限るものとし、補助金交付要綱等でできる限り明記するよう要望する。	事業の廃止に伴い令和3年4月1日に規則を廃止した。	左記のとおり措置済み。
16	63	市民協働課	意見	【船橋市市民公益活動公募型支援事業支援金】 この補助金の目的達成手段である市民活動団体の活動の促進が図られていない。その原因の一つとして、補助金交付の適正性・透明性を確保するための手続きが市民活動団体の負担になっている可能性もある。多くの市民活動団体が応募できる方策を検討する必要がある。特にⅠ型は、まず市民活動を始めてもらう一歩と位置付け、広く裾野を広げるため、交付事務の簡素化についての検討を要望する。	令和4年度事業の実施に向けて検討を行い、本事業の実施要綱等を改正し、事務手続きの見直しや支援率及び審査基準の見直しを図ることとした。	令和3年8月に実施要綱等を改正する。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
17	64	財政課 市民協働課	意見	【船橋市市民公益活動公募型支援事業支援金】 この補助金は、前年度末の段階で不用額が発生するのであるから、当該年度の早い時期の補正予算で減額補正を行うよう要望する。	年度末まで申請を受け付けている補助金などについては、不用額を的確に見積もることが困難と考えられるため、原則として減額補正は行わず、予算編成の精度を高めることとするが、今後、年度途中で中止が決定した事業等は減額補正することを検討する旨を令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 募集及び審査時期を前倒し、採択事業分のみ予算措置することができるよう令和4年度事業より募集要領を改めることとした。 また、実施年度途中で中止が決定した場合は、減額補正を検討することとした。(市民協働課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 令和4年度事業から募集及び審査時期を前倒して年内に採択可否決定を行い、前年度中に不用額を減らす予定である。(市民協働課)
18	65	市民安全推進課	意見	【船橋市防犯カメラ維持管理費補助金、船橋市防犯カメラ設置費補助金、船橋市振り込み詐欺対策電話機等購入費補助金】 補助金交付事務の業務プロセスでは、補助金交付の効果の測定が重要であり、そのためには成果指標が必要となってくる。船橋市全体の犯罪件数の減少傾向と防犯カメラ等の設置数の増加傾向とが関連しているのかどうかは不明であるが、地区ごとの防犯カメラの台数と犯罪件数の比較など、より細かく数値化することによって何らかの関連性が見えてくる可能性もある。補助金交付の効果が測定できる成果指標の設定を要望する。	【船橋市防犯カメラ維持管理費補助金、船橋市防犯カメラ設置費補助金】 自主防犯活動の補完として防犯カメラを設置する地域団体に対して交付するものであるが、各地区内には本補助金の交付を受けずに設置された防犯カメラも多数設置されていることから、本補助金の交付を受けて設置された防犯カメラの台数と犯罪件数の比較をもって本補助金の成果を測ることは困難である。一方で、防犯カメラの設置団体が捜査機関から犯罪捜査のための情報提供を求められることもあり、犯罪捜査への貢献は認められる状況である。よって今後は、この情報提供の対応件数をもって成果指標とすることを検討していくこととした。 【船橋市振り込み詐欺対策電話機等購入費補助金】 令和2年2月21日をもって補助金の交付を終了していることから、成果指標の設定は行わないこととした。	【船橋市防犯カメラ維持管理費補助金、船橋市防犯カメラ設置費補助金】 令和4年度実施事業分より成果指標として集計する方向で検討を行う。 【船橋市振り込み詐欺対策電話機等購入費補助金】 左記のとおり措置済み。
19	67	総務課	意見	【船橋市統計研究会運営費補助金】 統計調査員の育成及び確保に関してこの補助金の効果は一定程度あるものとする。しかしながら、過去3年で執行額が201,910円、143,980円、61,003円と年々減少している現状から、この補助金がなかったとした場合、統計調査員の確保がますます難しくなるのか抜本的に検証するよう要望する。	監査時点と同じ。	本補助金がなかったとした場合、統計調査員の確保がますます難しくなるのか検証方法を検討する。具体的には、近年の統計調査における船橋市統計研究会会員の調査従事人数、統計研究会会員の従事者がなかった場合の市登録調査員での代替選任の可否を観点に検証方法を検討する。
20	67	総務課	意見	【船橋市統計研究会運営費補助金】 市が交付する補助金のうち、必要性が高いと判断される補助金であっても、希少な財源を最適に配分する観点から、当初予算の段階でその必要額を適正に見積もるよう要望する。	監査時点と同じ。	当初予算の段階でその必要額を適正に見積もるよう検討し、予算編成に反映する。検討方法については、過去の補助金交付実績額、船橋市統計研究会の予算額、決算額、繰越金額、事業実施実績、会員数等を精査し、適正に見積もることができるよう、積算方法について検討を行う。
21	67	財政課 総務課	意見	【船橋市統計研究会運営費補助金】 必要性が高いと判断される補助金について、最終的に多額の不用額が発生することを避ける必要があるため、最終の補正予算までに減額補正を行うよう要望する。	年度末まで申請を受け付けている補助金などについては、不用額を的確に見積もることが困難と考えられるため、原則として減額補正は行わず、予算編成の精度を高めることとするが、今後、年度途中で中止が決定した事業等は減額補正することを検討する旨を令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 年度末に船橋市統計研究会からの実績報告に基づき精算の事務を行うことから不用額を的確に見積もることが困難なため、減額補正は行わず、予算編成の精度を高めることとし、年度途中で中止や解散が決定した場合は、減額補正を検討することとした。(総務課)	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
22	68	財政課 総務課	指摘	【船橋市統計研究会運営費補助金】 市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも関係書類の整備に関する規定を明記した方が補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であり、補助事業者が関係書類の整備義務等を明確に認識することが期待できる。 したがって、補助金交付要綱等に関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記するよう徹底されたい。	船橋市補助金等の交付に関する規則では、補助事業者は関係書類を常に整備しておくこととしていたが、関係書類を常に整備しておくことは負担が大きいこと、また、補助事業の内容により、関係書類の整備が必要な期間が異なることから、令和3年7月1日付けで同規則を改正し、補助事業者が関係書類を整備する期間を「常に」から「市長が別に定める期間」とした。 また、船橋市文書管理規則に基づく補助金等に係る公文書の保存期間や補助事業により取得した財産の耐用年数及び債権の時効期限等を考慮して、補助要綱等に関係書類の整備期間を規定するよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 令和3年7月1日付けで要綱を改正し、関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記した。(総務課)	左記のとおり措置済み。
23	73	高齢者福祉課	意見	【福祉サービス公社補助金】 現在の補助金額の設定方法では、福祉サービス公社に法人運営の効率性・経済性を追求するインセンティブを与えることができず、補助金の増大を抑制することが非常に困難であるという点で問題があるため、補助金交付要綱において補助金額の上限額を設定するよう要望する。	福祉サービス公社への補助金について、補助金額の上限額設定を含め、補助金の増大を抑制する方策について検討中である。	令和3年度中に、令和4年度予算編成と併せて補助金の抑制計画作成等について検討していく。
24	76	高齢者福祉課	意見	【福祉サービス公社補助金】 補助金交付の効果の測定・評価のためには、客観的に評価できる指標が設定されていることが望ましい。評価指標の設定は難しい面はあるが、補助金交付の目的に対してどの程度進捗しているのかを把握するためには指標の設定は不可欠であると考え。補助金交付の効果測定のために評価指標の設定を要望する。	監査時点と同じ。	福祉サービス公社への補助金については、その多くが法人会計の人件費で占められており、評価指標の必要性は理解しているが、設定に苦慮しているところである。 他自治体の評価指標の設定方法等についても調査し、本市においても実施可能か検討していく。
25	76	財政課 高齢者福祉課	意見	【福祉サービス公社補助金】 福祉サービス公社の決算書について監事が実施した監査手続の内容及び結果が、補助事業の収支の適正性の確認という市所管課の目的に照らして十分かつ適切なものであるか検討するよう要望する。 また、監事監査において補助事業に係る収支の詳細が十分に検証されていないような場合には、市所管課で、補助事業に係る収支に直接関連する会計帳簿や証憑書類を徴取し、サンプル的に検証するよう要望する。	補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、必要がある場合には関係書類の調査、運営状況の報告等を徴することができるよう、令和3年7月1日付けで船橋市補助金等の交付に関する規則を改正し、調査又は報告の規定を追加した。(財政課) 令和3年5月に監事監査の結果報告を書面で受けるとともに、福祉サービス公社に対しヒアリングを実施した。その際に収支に係る資料(会計帳簿等)をサンプル的に検証し、適正であることを確認し、監事監査が十分かつ適切なものであることを確認した。次年度以降についても同様の検証を実施していくこととした。(高齢者福祉課)	左記のとおり措置済み。
26	77	財政課 高齢者福祉課	指摘	【福祉サービス公社補助金】 市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも、補助対象経費に係る収支の関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記されたい。	船橋市補助金等の交付に関する規則では、補助事業者は関係書類を常に整備しておくこととしていたが、関係書類を常に整備しておくことは負担が大きいこと、また、補助事業の内容により、関係書類の整備が必要な期間が異なることから、令和3年7月1日付けで同規則を改正し、補助事業者が関係書類を整備する期間を「常に」から「市長が別に定める期間」とした。 また、船橋市文書管理規則に基づく補助金等に係る公文書の保存期間や補助事業により取得した財産の耐用年数及び債権の時効期限等を考慮して、補助要綱等に関係書類の整備期間を規定するよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 福祉サービス公社においての関係書類の整備及び保存年限について実態を把握するとともに保存年限10年とする方向で調整中である。(高齢者福祉課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 令和3年10月頃までに公益財団法人船橋市福祉サービス公社補助金交付要綱の改正を行う。(高齢者福祉課)

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
27	81	財政課 高齢者福祉課	指摘	【老人福祉施設整備費等補助金(老人福祉施設大規模修繕事業補助金)】 補助事業により取得した財産に係る関係書類の保存年限について補助金交付要綱等に規定がない事業については、補助事業により取得した財産に係る関係書類の保存年限について補助金交付要綱等に具体的に規定されたい。	船橋市補助金等の交付に関する規則では、補助事業者は関係書類を常に整備しておくこととしていたが、関係書類を常に整備しておくことは負担が大きいこと、また、補助事業の内容により、関係書類の整備が必要な期間が異なることから、令和3年7月1日付けで同規則を改正し、補助事業者が関係書類を整備する期間を「常に」から「市長が別に定める期間」とした。 また、船橋市文書管理規則に基づく補助金等に係る公文書の保存期間や補助事業により取得した財産の耐用年数及び債権の時効期限等を考慮して、補助要綱等に関係書類の整備期間を規定するよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 令和3年6月に検討を行い、関係書類の保存年限について要綱に規定し、補助事業により取得した財産に係る関係書類の保存年限についても規定を整備することとした。(高齢者福祉課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 令和3年10月頃までに船橋市老人福祉施設大規模修繕事業補助金交付要綱の改正を行う。(高齢者福祉課)
28	81	財政課 高齢者福祉課	意見	【老人福祉施設整備費等補助金(高齢者福祉施設整備費補助金)、地域密着型施設等開設準備支援事業補助金】 補助事業により取得した財産の処分制限の期間と関係書類の保存年限が整合していない事業については、補助事業者に対して、補助事業完了後5年を経過した後の期間においても、当該財産の処分が完了する日または処分制限の期間を経過する日のいずれか遅い日までは、補助事業に係る関係書類を保管しなければならないことを補助金交付要綱等に規定するよう要望する。	船橋市補助金等の交付に関する規則では、補助事業者は関係書類を常に整備しておくこととしていたが、関係書類を常に整備しておくことは負担が大きいこと、また、補助事業の内容により、関係書類の整備が必要な期間が異なることから、令和3年7月1日付けで同規則を改正し、補助事業者が関係書類を整備する期間を「常に」から「市長が別に定める期間」とした。 また、船橋市文書管理規則に基づく補助金等に係る公文書の保存期間や補助事業により取得した財産の耐用年数及び債権の時効期限等を考慮して、補助要綱等に関係書類の整備期間を規定するよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 【老人福祉施設整備費等補助金(高齢者福祉施設整備費補助金)】 補助事業により取得した財産の処分制限の期間と関係書類の保存年限の整合性を図るため、令和3年7月1日付けで要綱の改正を行った。 【地域密着型施設等開設準備支援事業補助金】 令和3年6月に検討を行い、補助事業により取得した財産の処分制限の期間と関係書類の保存年限の整合性を図るため、要綱の改正を行うこととした。 (高齢者福祉課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 【老人福祉施設整備費等補助金(高齢者福祉施設整備費補助金)】 左記のとおり措置済み。 【地域密着型施設等開設準備支援事業補助金】 令和3年9月頃までに船橋市地域密着型施設等開設準備支援事業補助金交付要綱の改正を行う。 (高齢者福祉課)
29	81	高齢者福祉課	意見	【老人福祉施設整備費等補助金(高齢者福祉施設整備費補助金、老人福祉施設大規模修繕事業補助金)、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業費補助金、地域密着型施設等開設準備支援事業補助金】 補助事業者は取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない旨、及び、補助事業者は実績報告書に取得財産等管理明細表を添付しなければならない旨の条件を付すことについて、補助金交付要綱等に規定するよう要望する。	令和3年6月に検討を行い、取得財産管理台帳については、補助事業者が収支管理を行う際の収支に係る証拠書類であると所管課としては捉えているため、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し保管する旨が要綱に規定されていればよいと判断し、その旨の規定のない老人福祉施設整備費等補助金(老人福祉施設大規模修繕事業補助金)については、要綱を改正することとした。 また、取得財産等管理明細表については、補助事業の内容によって提出不要の場合も想定できるため、要綱には明記せず、必要な場合に限り実績報告書の添付書類として提出させることとした。	【老人福祉施設整備費等補助金(高齢者福祉施設整備費補助金)、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業費補助金、地域密着型施設等開設準備支援事業補助金】 取得財産等管理明細表について、令和3年度中に書式を作成する。 【老人福祉施設整備費等補助金(老人福祉施設大規模修繕事業補助金)】 取得財産管理台帳については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し保管する旨を令和3年10月頃までに要綱に規定する。 取得財産等管理明細表について、令和3年度中に書式を作成する。
30	84	高齢者福祉課	意見	【老人クラブ連合会補助金】 市所管課として定額補助ありきの姿勢は改め、事業者から補助対象事業の実施に必要な経費金額を積算させ、市所管課としてはその必要性を厳格に査定するよう要望する。	令和3年6月に検討し、補助団体から詳細な事業報告書を提出させることにより、補助対象事業ごとに必要な経費金額を精算し補助金額を確定させることとする。また、審査方法等については補助団体の担当者とはアヒングを実施するとともに、前年度の参考資料等により詳細な内訳、現実に即した金額の根拠等を把握し補助金の必要性について審査を実施することとした。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
31	87	高齢者福祉課	意見	<p>【軽費老人ホームサービス提供費補助金、民間老人福祉施設職員設置費補助金、老人福祉施設整備費等補助金、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業費補助金、地域密着型施設等開設準備支援事業補助金、ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業補助金、老人クラブ連合会補助金】</p> <p>補助金交付の効果の測定・評価のためには、客観的に評価できる指標が設定されていることが望ましい。評価指標の設定は難しい面はあるが、補助金交付の目的に対してどの程度進捗しているのかを把握するためには指標の設定は不可欠であると考え。補助金交付の効果測定のために評価指標の設定を要望する。</p>	<p>【軽費老人ホームサービス提供費補助金、民間老人福祉施設職員設置費補助金、老人福祉施設整備費等補助金、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業費補助金、地域密着型施設等開設準備支援事業補助金】</p> <p>令和3年6月に検討を行い、各補助事業が施設運営の向上やサービス基盤整備を目的としているため、施設が入所者・入居者の受入れ体制が整えられているか、整備事業であれば、滞りなく進んでいるかが評価指標となるため、各施設の入所者・入居者数の確認や整備事業の進捗状況等の報告をもとに効果測定を行うこととした。</p> <p>【老人クラブ連合会補助金】</p> <p>令和3年6月に検討を行い、老人クラブ連合会が行うスポーツ大会や会員研修会、普及事業等の活動によって、市内老人クラブ・会員の社会参加・生きがいづくりにどの程度寄与することができたかが評価指標となるため、随時の活動報告や年度全体の事業報告書の内容をもとに効果測定を行うこととした。</p> <p>【ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業補助金】</p> <p>事業自体の見直しを検討している。</p>	<p>【軽費老人ホームサービス提供費補助金、民間老人福祉施設職員設置費補助金、老人福祉施設整備費等補助金、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業費補助金、地域密着型施設等開設準備支援事業補助金、老人クラブ連合会補助金】</p> <p>左記のとおり措置済み。</p> <p>【ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業補助金】</p> <p>見直し後の事業について評価指標の設定を検討していく。</p>
32	87	財政課 高齢者福祉課	意見	<p>【軽費老人ホームサービス提供費補助金、民間老人福祉施設職員設置費補助金】</p> <p>軽費老人ホームサービス提供費補助金に係る実績報告書については、補助金の不正請求を防止または適時に発見する観点から実績報告書の記載を裏付ける証拠書類を必ず徴取するよう要望する。また、軽費老人ホームサービス提供費補助金及び民間老人福祉施設職員設置費補助金については、必要に応じて補助対象となっている事業所について、無通告の現場視察を実施するよう要望する。</p>	<p>補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、必要がある場合には関係書類の調査、運営状況の報告等を徴することができるよう、令和3年7月1日付けで船橋市補助金等の交付に関する規則を改正し、調査又は報告の規定を追加した。(財政課)</p> <p>令和3年6月に検討し、軽費老人ホームサービス提供費補助金に係る実績報告書の証拠書類については、毎月の入所者数や所得階層が分かるものを徴取することとした。また、市が必要と判断した場合には、軽費老人ホームサービス提供費補助金及び民間老人福祉施設職員設置費補助金の対象事業所に対して、船橋市補助金等の交付に関する規則第19条の規定に基づく調査等を行い、実績報告書の記載内容等に誤りや不正がないか確認を行うこととした。(高齢者福祉課)</p>	<p>左記のとおり措置済み。</p>
33	92	財政課 高齢者福祉課	指摘	<p>【老人福祉施設整備費等補助金(老人福祉施設大規模修繕事業補助金)】</p> <p>市所管課は、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額の報告及び返還の趣旨を正しく理解し、その取扱いについて補助金交付要綱等に規定されていない補助事業については、補助金交付要綱等を改正されたい。</p>	<p>令和3年度以降の補助事業に係る消費税等の仕入控除税額に関する取扱いについて、補助金申請時における事業者等からの補助対象経費の計上を原則税抜きとし、補助金額を税抜きで算定するが、免税事業者など補助対象経費を税抜きで計上した結果、補助金が減額されることで補助事業の実施に支障をきたすおそれがある場合には、消費税額を補助対象経費に含めて申請し、税込み額にて補助金を算定できることとした。また、消費税額を補助対象経費に含めて補助金を交付した場合には、免税事業者等も含めた全ての事業者から仕入控除税額報告書を提出させることとし、規定例を参考に補助要綱等の本文及び様式を改正するよう令和3年6月1日付けで通知した。(財政課)</p> <p>令和3年6月に検討し、当該補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額の報告及び返還の取扱内容を要綱に規定することとした。(高齢者福祉課)</p>	<p>左記のとおり措置済み。(財政課)</p> <p>令和3年10月頃までに要綱の改正を行う。(高齢者福祉課)</p>

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
34	92	財政課 高齢者福祉課	意見	【老人福祉施設整備費等補助金(高齢者福祉施設整備費補助金、老人福祉施設大規模修繕事業補助金)、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業費補助金、地域密着型施設等開設準備支援事業補助金】 消費税等仕入税額控除の報告様式について検討し、補助金交付要綱等に規定するよう要望する。	令和3年度以降の補助事業に係る消費税等の仕入控除税額に関する取扱いについて、補助金申請時における事業者等からの補助対象経費の計上を原則税抜きとし、補助金額を税抜きで算定するが、免税事業者など補助対象経費を税抜きで計上した結果、補助金が減額されることで補助事業の実施に支障をきたすおそれがある場合には、消費税額を補助対象経費に含めて申請し、税込み額にて補助金を算定できることとした。また、消費税額を補助対象経費に含めて補助金を交付した場合には、免税事業者等も含めた全ての事業者から仕入控除税額報告書を提出させることとし、規定例を参考に補助要綱等の本文及び様式を改正するよう令和3年6月1日付けで通知した。(財政課) 令和3年6月に検討し、当該補助事業について、消費税等仕入税額控除の報告様式を要綱に規定することとした。老人福祉施設整備費等補助金(高齢者福祉施設整備費補助金)については、令和3年7月1日付けで要綱の改正を行い、様式を規定した。(高齢者福祉課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 【老人福祉施設整備費等補助金(高齢者福祉施設整備費補助金)】 左記のとおり措置済み。 【老人福祉施設整備費等補助金(老人福祉施設大規模修繕事業補助金)、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業費補助金、地域密着型施設等開設準備支援事業補助金】 令和3年10月頃までに要綱の改正を行う。 (高齢者福祉課)
35	93	財政課 高齢者福祉課	指摘	【民間老人福祉施設職員設置費補助金、老人福祉施設整備費等補助金、ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業補助金、老人クラブ連合会補助金】 市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも、補助対象経費に係る収支の関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記されたい。	船橋市補助金等の交付に関する規則では、補助事業者は関係書類を常に整備しておくこととしていたが、関係書類を常に整備しておくことは負担が大きいこと、また、補助事業の内容により、関係書類の整備が必要な期間が異なることから、令和3年7月1日付けで同規則を改正し、補助事業者が関係書類を整備する期間を「常に」から「市長が別に定める期間」とした。 また、船橋市文書管理規則に基づく補助金等に係る公文書の保存期間や補助事業により取得した財産の耐用年数及び債権の時効期限等を考慮して、補助要綱等に関係書類の整備期間を規定するよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 【民間老人福祉施設職員設置費補助金、老人福祉施設整備費等補助金、老人クラブ連合会補助金】 令和3年6月に検討し、要綱に、補助対象経費に係る収支の関係書類の整備及び保存年限に関する規定を整備することとした。 【ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業補助金】 事業自体の見直しを検討している。 (高齢者福祉課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 【民間老人福祉施設職員設置費補助金、老人福祉施設整備費等補助金、老人クラブ連合会補助金】 令和3年10月頃までに要綱の改正を行う。 【ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業補助金】 見直し後の事業について補助対象経費に係る収支の関係書類の整備及び保存年限に関する規定の明記を検討していく。 (高齢者福祉課)
36	95	介護保険課	意見	【船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金】 領収書に入学金の記載がある場合には、入学金が補助の対象とならず、領収書に入学金の記載がない場合には、領収書金額の満額が補助対象となるというのは、公平性の点で問題があると考えため、研修受講に必須の経費については、その名目に関わらず、補助事業の目的を逸脱しない範囲内において広く補助の対象にすることを検討するよう要望する。	これまで、県や近隣市の要綱等を踏まえ受講料、教材費を補助対象とし、入学金については対象外としていた。今回の意見を受け、入学金を対象とするかの検討に当たり、研修受講者が利用していた事業者を含め、市内外の研修事業者に対し、受講費用の内訳や入学金の徴収の有無、徴収している場合の目的及び必要性について聞き取りを行った。その結果、いずれの事業者も現在、入学金の徴収を行っておらず、今後、徴収することもないとの回答だったため、補助対象経費について変更は行わないこととした。	左記のとおり措置済み。
37	97	介護保険課	意見	【船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金、船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金】 補助金交付の効果の測定・評価のためには、より客観的に評価できる指標が設定されていることが望ましい。評価指標の設定は難しい面はあるが、補助金交付の目的に対してどの程度進捗しているのかを把握するためには指標の設定は不可欠であると考え。補助金交付の効果測定のためには、船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金の助成対象者に現在実施しているアンケート調査の結果を更に細分化することにより、客観的な事業の課題を把握することが可能となる。その結果、より効果的な対応策を市所管課として展開することができるようになることから、市所管課が現在実施しているアンケート調査等の更なる分析等を進めていき、その結果を課内で共有して、補助事業の更なる改善等に努めていただくことを要望する。	【船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金】 船橋市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画において、補助対象の訪問看護職員の常勤換算数を用いた定量的な目標を設定し、進捗管理を行っている。 【船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金】 令和3年6月に、助成対象者に対しアンケート調査を実施し、その結果について、研修別に細分化して分析を行った。さらに、その結果を課内で共有し、今後の事業検討の資料とした。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
38	98	介護保険課	指摘	【船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金】 事業者に対して、補助対象経費に該当することが客観的かつ明確に判別できるような記載がある証憑書類を申請書に添付することを求めるよう徹底されたい。	令和3年4月に、船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付要綱を改正し、交付申請に係る添付書類について明確化した。	左記のとおり措置済み。
39	100	地域福祉課	意見	【船橋市ふなばしプレミアム付商品券換金業務補助金】 今後同様の事業を実施する際には、当初予算段階での必要額の見積りにあたって、現実的なシミュレーションを実施し、見積の精度を高めることに努めるよう要望する。	同様の事業を実施する際には、購入見込み数を精査し、見積りの精度を高めることとした。	左記のとおり措置済み。
40	101	財政課 地域福祉課	意見	【船橋市ふなばしプレミアム付商品券換金業務補助金】 緊急性と必要性がともに高いと判断される補助金について、最終的に多額の不用額が発生することを避ける必要があるため、最終の補正予算までに減額補正を行うよう要望する。	年度末まで申請を受け付けている補助金などについては、不用額を的確に見積もることが困難と考えられるため、原則として減額補正は行わず、予算編成の精度を高めることとするが、今後、年度途中で中止が決定した事業等は減額補正することを検討する旨を令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 当該事業は、期間を限定した補助金事務であり、すでに終了となっている。(地域福祉課)	左記のとおり措置済み。
41	102	地域福祉課	意見	【安心登録カード事業補助金】 市が交付する補助金の補助対象科目に関しては、補助金交付事務の透明性の確保のためにも、具体的な対象科目を列挙して明らかにする必要がある。補助対象科目を補助金交付要綱に明記するよう、要綱の改正を検討するよう要望する。	令和3年4月1日付けで要綱を改正し、明記した。	左記のとおり措置済み。
42	102	地域福祉課	意見	【安心登録カード事業補助金】 補助金交付要綱は定期的に見直しを行うこととし、その時々の補助事業の実態に照らして、必要性の乏しい経費については補助対象から除外する等の要綱の改正を検討するよう要望する。	対象経費の精査を行い、必要性の乏しい経費については除外することとし、令和3年4月1日付けで要綱の改正を行った。	今後、定期的な見直しを行う。
43	103	地域福祉課	意見	【安心登録カード事業補助金】 現在の補助金の設定方法では、市社協に対して補助事業の効率性・経済性を追求するインセンティブを与えることができず、補助金を抑制することが難しいという点で問題があるため、補助金交付要綱において補助金額の上限額を設定するよう要望する。	監査時点と同じ。	令和4年度末までに、上限額の設定をするか課内で検討を行う。
44	108	地域福祉課	指摘	【船橋市社会福祉協議会活動促進事業補助金】 実績報告書の一部に、補助限度額と補助対象経費の発生額とが完全に一致する事例のような不自然な金額表記があった場合、補助金を交付する市所管課としての正当な注意義務を踏まえて、不実の記載ではないかどうか、補助限度額を超過しない経費発生額であった場合は返還を求めるなどの措置が必要であるかどうかなどを、証拠資料など事実に基づいて把握し、その結果、不実な記載であった場合は、補助事業者に対して必ず訂正を求めるなどの指導を徹底されたい。	令和2年度分より実績報告書と併せて、根拠となる書類(領収書等)の提出を求めることとした。 なお、令和元年度のものについては、再確認を行っており、既に確認が完了した令和元年度、平成22年度分について返還を求めた。	平成23年度から平成30年度までのものについては、現在再確認を行っており、令和3年度中に返還を求める。
45	108	地域福祉課	意見	【船橋市社会福祉協議会活動促進事業補助金】 経費支出額については補助金申請者が真実の報告をすることを補助金受給の要件とし、補助金申請者が真実の報告をしていないことが判明し、かつ、補助金申請者が市所管課の修正指導に応じない場合には、補助金の返還を求めることができるように要綱を改訂することを検討するよう要望する。	要綱には記載していないが、令和2年度分から、補助金交付に当たっては根拠書類(領収書等)の提出を求め、必要に応じて書類を修正するよう指導を行っている。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
46	108	地域福祉課	意見	【船橋市社会福祉協議会活動促進事業補助金、安心登録カード事業補助金】 補助金交付の効果の測定・評価のためには、客観的に評価できる指標が設定されていることが望ましい。評価指標の設定は難しい面はあるが、補助金交付の目的に対してどの程度進捗しているのかを把握するためには指標の設定は不可欠であると考え。補助金交付の効果測定のために評価指標の設定を要望する。	監査時点と同じ	令和4年度末までに、評価指標の設定をするか課内で検討を行う。
47	109	財政課 地域福祉課	指摘	【船橋市社会福祉協議会活動促進事業補助金、安心登録カード事業補助金、避難行動要支援者見守り活動支援事業補助金】 市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも、補助対象経費に係る収支の関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記されたい。	船橋市補助金等の交付に関する規則では、補助事業者は関係書類を常に整備しておくこととしていたが、関係書類を常に整備しておくことは負担が大きいこと、また、補助事業の内容により、関係書類の整備が必要な期間が異なることから、令和3年7月1日付けで同規則を改正し、補助事業者が関係書類を整備して期間を「常に」から「市長が別に定める期間」とした。 また、船橋市文書管理規則に基づく補助金等に係る公文書の保存期間や補助事業により取得した財産の耐用年数及び債権の時効期限等を考慮して、補助要綱等に関係書類の整備期間を規定するよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課)	令和3年6月21日付け財政課長通知を踏まえ、令和3年度末までに、要綱を改正する。(地域福祉課)
48	112	地域福祉課	指摘	【船橋市社会福祉協議会活動促進事業補助金】 補助金交付要綱等に記載のない例外的な対応が必要な場合、補助金支出に至った判断や責任関係を明確にするために、市所管課において正式な決裁手続を取られたい。	令和3年3月22日付けで職員間で打ち合わせを行い、例外的な対応が必要な場合には、正式な決裁手続を取るよう共通認識を図った。	左記のとおり措置済み。
49	112	地域福祉課	意見	【船橋市社会福祉協議会活動促進事業補助金】 大型台風の接近や感染症拡大予防等のようなやむを得ない事由により、当初予定していた事業を中止せざるを得ない場合には、予定していた事業については開催回数に含める等の例外的な取扱いについて、補助金交付要綱に明記することを検討するよう要望する。	令和3年4月1日付けにて要綱を改正し、気象状況や参加者の安全確保ができない等の災害等によりやむを得ない事由で事業の中止を余儀なくされた場合には、予定していた事業を開催回数に含めることを明記した。	左記のとおり措置済み。
50	116	障害福祉課	指摘	【船橋市知的障害者生活ホーム運営費補助金】 補助金交付事務の透明性及び適正性を確保するために、i)市が交付する補助金の補助対象となる経費に関しては、生活ホームの運営に要する経費である旨を補助金交付規則に明記すること、ii)補助対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額を交付額とすることについて、補助金交付規則の改正も含めて対応を徹底されたい。	検討を行った結果、補助対象経費を明記し、補助対象経費の実支出額と基準額を比較して少ない額を交付額とするよう規則の改正を行うこととした。	令和3年12月末までに規則を改正する。
51	116	障害福祉課	指摘	【船橋市知的障害者生活ホーム運営費補助金】 補助金の適正な執行を確保するために、原則として補助事業者は補助事業等実績報告書を提出することを補助金交付規則に記載して、関係者に周知することを徹底されたい。	検討を行った結果、実績報告書を提出するよう規則の改正を行うこととした。	令和3年12月末までに規則を改正する。
52	118	障害福祉課	指摘	【心身障害者援護施設整備事業資金償還元金補助金、心身障害者援護施設整備事業資金利子補給金】 補助金交付事務の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、補助金が効果的かつ効率的に運用されるために、交付申請書に添える必要書類について、補助事業者に過剰な提出書類を求めているか見直し、具体的かつ明確に規定することについて、補助金交付規則の改正も含めた対応を徹底されたい。	交付申請書に添える必要書類について、規則の改正を含めて関係各課と協議を行っている。	当該補助金を所管している各課と引き続き協議を行い、交付申請書に添える必要書類を明確にし、令和3年12月中に規則を改正する。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
53	118	財政課 障害福祉課	意見	【心身障害者援護施設整備事業資金償還元金補助金、心身障害者援護施設整備事業資金利子補給金】 補助金交付事務の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、補助金が効果的かつ効率的に運用されるために、提出書類の原本証明の要否及び原本の確認方法について、具体的な判断基準を作成することを要望する。	補助事業の内容により必要な書類等は異なるため、全庁統一的な判断基準を作成することは困難と考えており、各担当課において、補助事業者に提出を求める書類について、原本の提出が必要なもの、本来は原本の提出が必要なため、原本と照合のうえで原本証明をしてもらうもの、原本証明は不要とするものなどの精査をするよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 提出書類の原本証明の要否及び原本の確認方法について、関係各課と協議を行っている。(障害福祉課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 当該補助金を所管している各課と引き続き協議を行い、令和3年12月中に提出書類の原本証明の要否及び原本の確認方法を決定する。(障害福祉課)
54	119	障害福祉課	意見	【心身障害者援護施設整備事業資金償還元金補助金、心身障害者援護施設整備事業資金利子補給金】 船橋市補助金等交付規則第12条第2項に定める補助事業等実績報告は要しないものに該当する場合は、その補助金交付要綱等に明記することが補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であるため、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。	令和3年6月に検討を行った結果、制度を利用する事業者にも申請方法等について案内を行っており、事業の遂行に支障はないことから、従前の取扱いのとおりとすることとした。	左記のとおり措置済み。
55	121	財政課 障害福祉課	意見	【障害者援護施設等整備費補助金】 市が交付する補助金の補助の対象となる経費に消費税が含まれる場合には、補助金に係る仕入控除税額の報告及び返還に係る規定内容を、その補助金交付要綱等に具体的に明記することが補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であるため、補助金交付規則の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。	令和3年度以降の補助事業に係る消費税等の仕入控除税額に関する取扱いについて、補助金申請時における事業者等からの補助対象経費の計上を原則税抜きとし、補助金額を税抜きで算定するが、免税事業者など補助対象経費を税抜きで計上した結果、補助金が減額されることで補助事業の実施に支障をきたすおそれがある場合には、消費税額を補助対象経費に含めて申請し、税込み額にて補助金を算定できることとした。また、消費税額を補助対象経費に含めて補助金を交付した場合には、免税事業者等も含めた全ての事業者から仕入控除税額報告書を提出させることとし、規定例を参考に補助要綱等の本文及び様式を改正するよう令和3年6月1日付けで通知した。(財政課) 検討を行った結果、補助金に係る仕入控除税額の報告及び返還に係る内容を規則に規定することとした。(障害福祉課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 令和4年4月1日までに規則を改正する。(障害福祉課)
56	121	財政課 障害福祉課	意見	【共同生活援助等支援事業費(②スプリンクラー設置補助)】 補助事業者に対して補助金に係る消費税額の報告についての周知、指導等の対策を徹底する必要があるため、補助事業者の報告書の提出期限を明記するとともに、一定の期間を経過しても報告書を提出していない補助事業者については、個別に確認を行い、時期を定めて報告を求めること等について、補助金交付規則の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。	令和3年度以降の補助事業に係る消費税等の仕入控除税額に関する取扱いについて、補助金申請時における事業者等からの補助対象経費の計上を原則税抜きとし、補助金額を税抜きで算定するが、免税事業者など補助対象経費を税抜きで計上した結果、補助金が減額されることで補助事業の実施に支障をきたすおそれがある場合には、消費税額を補助対象経費に含めて申請し、税込み額にて補助金を算定できることとした。また、消費税額を補助対象経費に含めて補助金を交付した場合には、免税事業者等も含めた全ての事業者から仕入控除税額報告書を提出させることとし、規定例を参考に補助要綱等の本文及び様式を改正するよう令和3年6月1日付けで通知した。(財政課) 消費税の仕入税額控除報告書の提出期限を要綱に規定することとした。また、一定の期間を経過しても報告書を提出していない補助事業者に対応するため、報告書の提出完了までの事務手続きを定めたマニュアルを整備することとした。(障害福祉課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 令和3年12月末までに要綱を改正する。 マニュアルの整備についても令和3年12月末までに整備する。(障害福祉課)

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
57	122	財政課 障害福祉課	指摘	【障害者援護施設等整備費補助金、心身障害者援護施設運営費補助金(①強度行動障害加算事業補助金、②短期入所特別支援(強度行動障害)加算事業補助金、⑤船橋市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業費補助金)、船橋市心身障害者福祉作業所運営費補助金、障害福祉人材確保対策事業費補助金、障害者福祉団体補助金】 補助金交付事務の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、補助金が効果的かつ効率的に運用されるために、補助事業等に係る書類の整備及び保存年限に関して、その補助金交付要綱等に具体的かつ明確に規定することが補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であるため、補助金交付要綱等の改正も含めた対応を徹底されたい。	船橋市補助金等の交付に関する規則では、補助事業者は関係書類を常に整備しておくこととしていたが、関係書類を常に整備しておくことは負担が大きいこと、また、補助事業の内容により、関係書類の整備が必要な期間が異なることから、令和3年7月1日付けで同規則を改正し、補助事業者が関係書類を整備する期間を「常に」から「市長が別に定める期間」とした。 また、船橋市文書管理規則に基づく補助金等に係る公文書の保存期間や補助事業により取得した財産の耐用年数及び債権の時効期限等を考慮して、補助要綱等に関係書類の整備期間を規定するよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 【障害者援護施設等整備費補助金、心身障害者援護施設運営費補助金(1強度行動障害加算事業補助金、2短期入所特別支援(強度行動障害)加算事業補助金)、船橋市心身障害者福祉作業所運営費補助金】 書類の整備及び保存年限を当該補助金の規則等で規定するため、内容を検討している。 【心身障害者援護施設運営費補助金(5船橋市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業費補助金)、障害福祉人材確保対策事業費補助金】 事業廃止又は要綱に規定済み。 【障害福祉団体補助金】 令和3年4月1日付けにて要綱を改正し、書類保存期間を規定した。 (障害福祉課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 【障害者援護施設等整備費補助金、船橋市心身障害者福祉作業所運営費補助金】 令和4年4月1日までに、当該補助金の規則を改正する。 【心身障害者援護施設運営費補助金(1強度行動障害加算事業補助金、2短期入所特別支援(強度行動障害)加算事業補助金)】 令和3年12月末までに、要綱を改正する。 【心身障害者援護施設運営費補助金(5船橋市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業費補助金)、障害福祉人材確保対策事業費補助金、障害福祉団体補助金】 左記のとおり措置済み。 (障害福祉課)
58	123	児童家庭課	意見	【社会福祉団体補助金】 補助金交付事務の公平性、公正性及び透明性を確保し、適正な交付により補助金が効果的かつ効率的に運用されるため、補助金の交付先の団体が交付要件である必要性を満たしているか慎重に検討するよう要望する。	補助金交付先団体が解散し、令和2年度から交付実績もないため、要綱を廃止することとした。	左記のとおり措置済み。
59	125	児童家庭課	意見	【社会福祉団体補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金交付事業等の対象活動の効果が広く市民に行き渡り、特定のものに終わらないために、特定団体の会員数を増加させるような取組みや、より多くの会員外のひとり親家庭等が参加するような事業となるよう、要望する。	補助金交付先団体が解散し、令和2年度から交付実績もないため、要綱を廃止することとした。	左記のとおり措置済み。
60	125	財政課 児童家庭課	指摘	【社会福祉団体補助金】 補助金交付事務の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、補助金が効果的かつ効率的に運用されるために、補助事業等に係る書類の整備及び保存年限に関して、その補助金交付要綱等に具体的かつ明確に規定することが補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であるため、補助金交付要綱等の改正も含めた対応を徹底されたい。	船橋市補助金等の交付に関する規則では、補助事業者は関係書類を常に整備しておくこととしていたが、関係書類を常に整備しておくことは負担が大きいこと、また、補助事業の内容により、関係書類の整備が必要な期間が異なることから、令和3年7月1日付けで同規則を改正し、補助事業者が関係書類を整備する期間を「常に」から「市長が別に定める期間」とした。 また、船橋市文書管理規則に基づく補助金等に係る公文書の保存期間や補助事業により取得した財産の耐用年数及び債権の時効期限等を考慮して、補助要綱等に関係書類の整備期間を規定するよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 補助金交付先団体が解散し、令和2年度から交付実績もないため、要綱を廃止することとした。(児童家庭課)	左記のとおり措置済み。
61	130	子ども政策課	意見	【船橋市小規模保育事業建物賃借料補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、市が交付する補助金の補助の対象となる経費に関しては、対象科目を列挙する等、補助の対象となる経費に係る規定内容を具体的かつ明確にすることについて、補助金交付要綱の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。	令和2年12月に要綱を改正し、補助対象経費として共益費及び管理費が含まれることを明記した。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
62	135	財政課 子ども政策課	意見	【船橋市一時預かり事業建物改修費等補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助財産の処分制限期間と、補助事業等に係る関係書類の保存年限との整合性を図る必要があるため、補助事業者に対して、補助財産の処分が完了する日または処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日までは、補助事業等に係る関係書類を保存しなければならない旨の条件を付すことについて、補助金交付要綱の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。	船橋市補助金等の交付に関する規則では、補助事業者は関係書類を常に整備しておくこととしていたが、関係書類を常に整備しておくことは負担が大きいこと、また、補助事業の内容により、関係書類の整備が必要な期間が異なることから、令和3年7月1日付けで同規則を改正し、補助事業者が関係書類を整備する期間を「常に」から「市長が別に定める期間」とした。 また、船橋市文書管理規則に基づく補助金等に係る公文書の保存期間や補助事業により取得した財産の耐用年数及び債権の時効期限等を考慮して、補助要綱等に関係書類の整備期間を規定するよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 監査時点と同じ。(子ども政策課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 補助財産の処分制限期間と、補助事業等に係る関係書類の保存年限との整合性を図り、令和3年12月までに要綱の改正を行う。(子ども政策課)
63	135	財政課 子ども政策課	意見	【船橋市小規模保育事業所整備補助金、船橋市一時預かり事業建物改修費等補助金、船橋市私立保育所整備補助金】 補助事業者に過度な負担とならないように、補助金の効率的な執行を確保する観点から、補助財産の処分制限の対象と、補助事業等に係る関係書類の保存対象との整合性を図ることが望ましいため、補助事業者に対して補助事業等に係る関係書類の保存対象を処分制限の対象となる一定の財産に限定することについて、補助金交付要綱の改正を含めた規定の整備を検討することを要望する。	船橋市補助金等の交付に関する規則では、補助事業者は関係書類を常に整備しておくこととしていたが、関係書類を常に整備しておくことは負担が大きいこと、また、補助事業の内容により、関係書類の整備が必要な期間が異なることから、令和3年7月1日付けで同規則を改正し、補助事業者が関係書類を整備する期間を「常に」から「市長が別に定める期間」とした。 また、船橋市文書管理規則に基づく補助金等に係る公文書の保存期間や補助事業により取得した財産の耐用年数及び債権の時効期限等を考慮して、補助要綱等に関係書類の整備期間を規定するよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 関係書類の保存対象を限定することは、補助内容を一体として捉えることが難しくなり、かえって事務の煩雑を招き補助金の効率的な執行の確保が難しくなることから、限定しないこととした。(子ども政策課)	左記のとおり措置済み。
64	135	子ども政策課	意見	【船橋市小規模保育事業所整備補助金、船橋市小規模保育事業建物改修費等補助金、船橋市一時預かり事業建物改修費等補助金、船橋市私立保育所整備補助金、船橋市民間保育所建物改修費等補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助財産の処分制限期間等を、市所管課と補助事業者の間で認識を一つにする必要があるため、i)補助事業者は取得財産等管理台帳を備え管理しなければならないこと、ii)補助事業者は、実績報告書に取得財産等管理明細表を添付しなければならない旨の条件を付すことについて、補助金交付要綱の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。	【船橋市小規模保育事業建物改修費等補助金、船橋市私立保育所整備補助金、船橋市民間保育所建物改修費等補助金】 令和3年3月に要綱を改正し、取得財産等管理明細表の様式を策定し、当該様式による市への報告義務を明記するとともに、併せて事業者へ取得財産等管理台帳を整備するよう明記した。 【船橋市小規模保育事業所整備補助金、船橋市一時預かり事業建物改修費等補助金】 監査時点と同じ。	【船橋市小規模保育事業建物改修費等補助金、船橋市私立保育所整備補助金、船橋市民間保育所建物改修費等補助金】 左記のとおり措置済み。 【船橋市小規模保育事業所整備補助金、船橋市一時預かり事業建物改修費等補助金】 令和3年12月までに要綱の改正を行い、取得財産等管理明細表の様式を策定し、当該様式による市への報告義務を明記するとともに、併せて事業者へ取得財産等管理台帳を整備するよう明記する。
65	136	子ども政策課	意見	【船橋市私立保育所整備補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、抵当権設定の承認手続を明確にする必要があるため、交付可否決定通知書に抵当権設定を承認する旨を明確に記載することについて、補助金交付要綱の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。	令和2年度申請事業について令和3年3月に決裁にて財産処分にあたる抵当権設定について承認通知を行った。	令和3年12月までに、交付可否決定通知書の様式に抵当権設定承認について記載する要綱改正を行う。
66	140	子ども政策課	指摘	【船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金、船橋市社会福祉施設整備事業資金利子補給】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助事業者の負担等を考慮し、実績報告書等に添えて提出を求めている書類を具体的かつ明確に規定することについて、補助金交付要綱等の改正も含めた対応を検討されたい。	交付申請書に添付する必要書類については、規則又は様式の改正も含めて関係各課と協議を行っている。 実績報告書については、船橋市補助金等の交付に関する規則第12条第2項の「補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合」に該当し、実績報告を要しないものであり、また、令和3年6月に関係各課と検討を行った結果、制度を利用する事業者にも申請方法等について案内を行っており、事業の遂行に支障はないことから、従前の取り扱いのとおりとすることとした。	当該補助金を所管している各課と協議を行い、交付申請書に添える必要書類を明確にし、令和3年12月中に規則を改正する。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
67	140	子ども政策課	意見	児童福祉総務費及び保育所費の補助金について、補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、同じ情報は一度だけの原則を徹底し、補助事業者が一度提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めない等、提出書類の合理化と簡素化へ取り組むことを要望する。	監査時点と同じ。	提出書類の合理化と簡素化になるように令和3年12月までに各補助金事務の事務内容の見直しを行う。
68	140	財政課 子ども政策課	意見	【船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金、船橋市社会福祉施設整備事業資金利子補給】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、市所管課の措置だけではなく、実績報告書に添えて提出する書類について、i) 原本の提出を要するのか、ii) 原本証明をなした写しの提出を要するのか、iii) 写しの提出で足りるのか、といった全庁統一的な判断基準を作成し、全庁的に提出書類の合理化と簡素化へ取り組むことを要望する。	補助事業の内容により必要な書類等は異なるため、全庁統一的な判断基準を作成することは困難と考えており、各担当課において、補助事業者に提出を求める書類について、原本の提出が必要なもの、本来は原本の提出が必要なため、原本と照合のうえで原本証明をしてもらうもの、原本証明は不要とするものなどの精査をするよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 提出書類の原本証明の要否及び原本の確認方法について、関係各課と協議を行っている。(子ども政策課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 当該補助金を所管している各課と引き続き協議を行い、令和3年12月中に提出書類の原本証明の要否及び原本の確認方法を決定する。(子ども政策課)
69	140	財政課 子ども政策課	意見	児童福祉総務費及び保育所費の補助金について、補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、市所管課においては、必要があるときは、補助事業者の同意を得て、添付書類の原本を含む関係書類を閲覧または提出を求め、運営状況を調査または検査に立ち合わせ、職員にその事務所等に立ち入らせ帳簿書類等を検査させ、関係者に質問させることがある旨の条件を付すことについて、補助金交付要綱の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。	補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、必要がある場合には関係書類の調査、運営状況の報告等を徴することができるよう、令和3年7月1日付けで船橋市補助金等の交付に関する規則を改正し、調査又は報告の規定を追加した。(財政課) 監査時点と同じ。(子ども政策課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 当該所管の児童福祉総務費及び保育所費の補助金の交付規則・要綱等について、関係書類の調査、運営状況の報告等を徴することができるよう、調査又は報告の基準を検討する。(子ども政策課)
70	142	財政課 子ども政策課	意見	児童福祉総務費及び保育所費の補助金について、補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助金が不正の手段により交付決定された事案が発生した場合には、補助金の返還等厳格かつ適正な対応措置をとることが必要であることから、補助事業者に対して、補助金の返還が命ぜられた場合の加算金及び延滞金を納付すべき旨の条件を付すことについて、補助金交付要綱の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。	補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助金等が偽りその他不正の手段等により交付決定され、その交付決定が取り消された場合において、補助金等の返還を命ぜられたときは、加算金及び延滞金を納付させることができるよう、令和3年7月1日付けで船橋市補助金等の交付に関する規則を改正し、加算金及び延滞金の規定を追加した。(財政課) 監査時点と同じ。(子ども政策課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 当該所管の児童福祉総務費及び保育所費の補助金の交付規則・要綱等について、令和3年12月までに改正を行い、加算金及び延滞金の規定の整備を行う。(子ども政策課)
71	148	財政課 子ども政策課	意見	【船橋市小規模保育事業所整備補助金、船橋市小規模保育事業建物改修費等補助金、船橋市一時預かり事業建物改修費等補助金、船橋市私立保育所整備補助金、船橋市民間保育所建物改修費等補助金】 補助事業者が補助金交付要綱の規定を遵守することは当然ではあるが、補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、市所管課においても規定の整備を図った上で、補助事業者に対して補助金に係る消費税等の報告についての周知、指導等の対策を徹底する必要があるため、i) 報告の対象は、全ての補助事業者とすること、ii) 個々の補助事業者の報告書の提出期限は、消費税等の確定申告後1ヶ月以内とすること、iii) 報告漏れを防ぐため、毎年一定の時期に報告を求める依頼文を送付すること、iv) 一定の期間を経過しても報告書を提出していない補助事業者については、個別に確認を行い、時期を定めて報告を求めること等について、補助金交付要綱の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。	令和3年度以降の補助事業に係る消費税等の仕入控除税額に関する取扱いについて、補助金申請時における事業者等からの補助対象経費の計上を原則税抜きとし、補助金額を税抜きで算定するが、免税事業者など補助対象経費を税抜きで計上した結果、補助金が減額されることで補助事業の実施に支障をきたすおそれがある場合には、消費税額を補助対象経費に含めて申請し、税込み額にて補助金を算定できることとした。また、消費税額を補助対象経費に含めて補助金を交付した場合には、免税事業者等も含めた全ての事業者から仕入控除税額報告書を提出させることとし、規定例を参考に補助要綱等の本文及び様式を改正するよう令和3年6月1日付けで通知した。(財政課) 監査時点と同じ。(子ども政策課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 令和3年6月1日付け企画財政部長通知(財政課発出)等を踏まえ、令和3年12月までに国要綱との整合性を図り、その範囲内で補助金要綱改正を行う。(子ども政策課)

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
72	148	財政課 子ども政策課	意見	【船橋市小規模保育事業建物改修費等補助金、船橋市一時預かり事業建物改修費等補助金、船橋市民間保育所建物改修費等補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助事業者に対する事務負担等を軽減する必要があると考えられるため、i) 報告に必要な項目を様式として規定すること、ii) 詳細な記載例を作成し、補助事業者が記載すべき情報を具体的かつ明確にすることについて、補助金交付要綱の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。	令和3年度以降の補助事業に係る消費税等の仕入控除税額に関する取扱いについて、補助金申請時における事業者等からの補助対象経費の計上を原則税抜きとし、補助金額を税抜きで算定するが、免税事業者など補助対象経費を税抜きで計上した結果、補助金が減額されることで補助事業の実施に支障をきたすおそれがある場合には、消費税額を補助対象経費に含めて申請し、税込み額にて補助金を算定できることとした。また、消費税額を補助対象経費に含めて補助金を交付した場合には、免税事業者等も含めた全ての事業者から仕入控除税額報告書を提出させることとし、規定例を参考に補助要綱等の本文及び様式を改正するよう令和3年6月1日付けで通知した。(財政課) 監査時点と同じ。(子ども政策課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 令和3年6月1日付け企画財政部長通知(財政課発出)等を踏まえ、令和3年12月までに国要綱との整合性を図り、その範囲内で補助金要綱改正を行う。(子ども政策課)
73	149	子ども政策課	指摘	【船橋市小規模保育事業建物改修費等補助金、船橋市民間保育所建物改修費等補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助金に係る消費税仕入控除税額の報告及び返還手続が行われていない補助事業等については、早急に補助金に係る消費税額を確定した上で、報告及び返還等の厳格かつ適正な対応措置をとるよう徹底されたい。 なお、補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、適正な返還相当額を計算した上で、補助金に係る消費税額の返還を命ずることが望まれるが、新たに返還相当額の計算ルールを整備することによる遡及的な不利益等を補助事業者に対して請求する不合理性及び学説・判例上、行政事件においても原則的に信義則が適用されることが是認されていること等を考慮すると、新たに整備する返還相当額の計算ルールに基づいて計算された要返還額と、補助事業者自らの見積もった要返還額との差額については、行政の責任の下で請求しないという実務も認めざるを得ないものと考えられる。	過年度に対して遡及的請求を行う妥当性が認められるか影響等を調査し検討している。	引き続き、左記の内容の検討を行う。
74	150	財政課 子ども政策課	指摘	【船橋市認定こども園土地賃借料補助金、船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金、船橋市社会福祉施設整備事業資金利子補給、船橋市民間保育所土地賃借料補助金、船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金、船橋市社会福祉施設整備事業資金利子補給】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助金交付要綱等にも関係書類の整備に関して規定したほうが補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であり、補助事業者が関係書類の整備義務を明確に認識することが期待できるため、関係書類の整備及び保存年限に関して具体的かつ明確に規定することについて、補助金交付要綱等の改正も含めた対応を徹底されたい。	船橋市補助金等の交付に関する規則では、補助事業者は関係書類を常に整備しておくこととしていたが、関係書類を常に整備しておくことは負担が大きいこと、また、補助事業の内容により、関係書類の整備が必要な期間が異なることから、令和3年7月1日付けで同規則を改正し、補助事業者が関係書類を整備する期間を「常に」から「市長が別に定める期間」とした。 また、船橋市文書管理規則に基づく補助金等に係る公文書の保存期間や補助事業により取得した財産の耐用年数及び債権の時効期限等を考慮して、補助要綱等に関係書類の整備期間を規定するよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 監査時点と同じ。(子ども政策課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 令和3年12月までに要綱の改正を行い、関係書類の整備及び保存年限の規定の整備を行う。(子ども政策課)
75	152	子ども政策課	意見	【船橋市認定こども園土地賃借料補助金、船橋市小規模保育事業建物改修費等補助金、船橋市小規模保育事業建物賃借料補助金、船橋市民間保育所土地賃借料補助金、船橋市民間保育所建物賃借料補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助対象期間が終了した以降の施設の運営に支障のないような方策について確認するために必要な項目を具体的かつ明確にすることについて、補助金交付要綱の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。	監査時点と同じ。	将来的な資金繰りが悪化しないように、補助終了後の施設運営に支障がない方策を確認する項目を令和3年12月までに検討し明確にする。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
76	153	子ども政策課	意見	【船橋市小規模保育事業所整備補助金、船橋市私立保育所整備補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、全ての補助事業による施設整備等に係る契約手続について、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない旨を明確に規定することについて、補助金交付要綱等の改正も含めて対応することを要望する。	【船橋市私立保育所整備補助金】 令和3年3月に要綱を改正し、補助事業者が行う入札執行について、市が行う契約手続に準拠しなければならない旨を明記し、それに違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことができるものとする。 【船橋市小規模保育事業所整備補助金】 監査時点と同じ。	【船橋市私立保育所整備補助金】 左記のとおり措置済み。 【船橋市小規模保育事業所整備補助金】 令和3年12月までに要綱を改正する。
77	155	児童家庭課	指摘	【母子生活支援施設整備事業資金償還元金補助金、母子生活支援施設整備事業資金利子補給金】 補助金交付事務の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、補助金が効果的かつ効率的に運用されるために、交付申請書に添える必要書類を補助事業者が明確に認識できるよう、具体的かつ明確に規定することについて、補助金交付要綱等の改正も含めた対応を徹底されたい。	交付申請書に添える必要書類について、規則の改正を含めて関係各課と協議を行っている。	当該補助金を所管している各課と引き続き協議を行い、交付申請書に添える必要書類を明確にし、令和3年12月中に規則を改正する。
78	155	財政課 児童家庭課	意見	【母子生活支援施設整備事業資金償還元金補助金、母子生活支援施設整備事業資金利子補給金】 補助金交付事務の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、補助金が効果的かつ効率的に運用されるために、提出書類の原本証明の要否及び原本の確認方法について、具体的な判断基準を作成することを要望する。	補助事業の内容により必要な書類等は異なるため、全庁統一的な判断基準を作成することは困難と考えており、各担当課において、補助事業者に提出を求める書類について、原本の提出が必要なもの、本来は原本の提出が必要なため、原本と照合のうえで原本証明してもらうもの、原本証明は不要とするものなどの精査をするよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 提出書類の原本証明の要否及び原本の確認方法について、関係各課と協議を行っている。(児童家庭課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 当該補助金を所管している各課と引き続き協議を行い、令和3年12月中に提出書類の原本証明の要否及び原本の確認方法を決定する。(児童家庭課)
79	156	児童家庭課	意見	【母子生活支援施設整備事業資金償還元金補助金、母子生活支援施設整備事業資金利子補給金】 船橋市補助金等交付規則第12条第2項に定める補助事業等実績報告は要しないものに該当する場合は、その補助金交付要綱等に明記することが補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であるため、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。	令和3年6月に検討を行った結果、制度を利用する事業者にも申請方法等について案内を行っており、事業の遂行に支障はないことから、従前の取扱いのとおりとすることとした。	左記のとおり措置済み。
80	160	財政課 保育認定課	意見	【船橋市認証保育所整備費補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助財産の処分制限期間と、補助事業に係る関係書類の保存年限との整合性を図る必要があるため、補助事業者に対して、補助財産の処分が完了する日または処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日までは、補助事業等に係る関係書類を保存しなければならない旨の条件を付すことについて、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。	船橋市補助金等の交付に関する規則では、補助事業者は関係書類を常に整備しておくこととしていたが、関係書類を常に整備しておくことは負担が大きいこと、また、補助事業の内容により、関係書類の整備が必要な期間が異なることから、令和3年7月1日付けで船橋市補助金等の交付に関する規則を改正し、補助事業者が関係書類を整備する期間を「常に」から「市長が別に定める期間」とした。(財政課) 事業を終了したため、令和3年3月31日付けで要綱を廃止した。(保育認定課)	左記のとおり措置済み。
81	161	保育認定課	意見	【船橋市新型コロナウイルス感染拡大防止事業費補助金、船橋市保育所等安全対策推進事業補助金、船橋市保育所等事故防止推進事業補助金、船橋市認証保育所整備費補助金、船橋市保育所等業務効率化推進事業補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助財産の処分制限期間等を、市所管課と補助事業者の間で認識を一つにする必要があるため、i)補助事業者は、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならないこと、ii)補助事業者は、実績報告書に取得財産等管理明細表を添付しなければならない旨の条件を付すことについて、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。	【船橋市新型コロナウイルス感染拡大防止事業費補助金、船橋市保育所等安全対策推進事業補助金、船橋市保育所等業務効率化推進事業補助金】 事業実施年度ごとに要綱を制定しているため、令和3年度以降に要綱を新たに制定する場合は、補助財産の処分制限期間等の規定を整備することとした。 【船橋市認証保育所整備費補助金】 事業を終了したため、令和3年3月31日付けで要綱を廃止した。 【船橋市保育所等事故防止推進事業補助金】 監査時点と同じ。	【船橋市新型コロナウイルス感染拡大防止事業費補助金、船橋市保育所等安全対策推進事業補助金、船橋市保育所等業務効率化推進事業補助金】 令和3年度事業に係る要綱制定時に、補助財産の処分制限期間等の規定を整備する。 【船橋市認証保育所整備費補助金】 左記のとおり措置済み。 【船橋市保育所等事故防止推進事業補助金】 令和3年度中に要綱を改正し、補助財産の処分制限期間等の規定を整備する。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
82	164	保育認定課	指摘	【船橋市体調不良児対応型事業補助金、船橋市病児保育事業補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、実績報告書に添えて提出を求めている書類を具体的かつ明確に規定することについて、補助金交付要綱等の改正も含めた対応を徹底されたい。	【船橋市体調不良児対応型事業補助金】 補助事業の実績に基づき精算額で交付決定をしており、船橋市補助金等の交付に関する規則第12条第2項の規定に基づき、実績報告は要しないものであり、事業者にも申請方法について案内を行っていることから、従前のおりの取扱いとすることとした。 なお、要綱上で、補助金の交付申請時に提出させる書類をより明確化するため、令和3年4月1日に要綱を改正し、交付申請時に賃金台帳等の給与支給額が確認できる書類を添付することを規定した。 【船橋市病児保育事業補助金】 実績報告書への対応は、船橋市体調不良児対応型事業補助金と同様の理由により、従前のおりの取扱いとすることとした。	【船橋市体調不良児対応型事業補助金】 左記のとおり措置済み。 【船橋市病児保育事業補助金】 実績報告書への対応については、左記のとおり。 なお、船橋市体調不良児対応型事業補助金と同様、要綱上で、補助金の交付申請時に提出させる書類をより明確化するため、令和4年4月1日に要綱の改正を行い、生活保護世帯が病児・病後児保育を利用した実績が確認できる書類を添付することを規定する。
83	164	財政課 保育認定課	意見	児童福祉総務費及び保育所費の補助金について、補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、市所管課の措置だけではなく、実績報告書に添えて提出する書類について、i) 原本の提出を要するのか、ii) 原本証明をなした写しの提出を要するのか、iii) 写しの提出で足りるのか、といった全庁統一的な判断基準を作成し、全庁的に提出書類の合理化と簡素化へ取り組むことを要望する。	補助事業の内容により必要な書類等は異なるため、全庁統一的な判断基準を作成することは困難と考えており、各担当課において、補助事業者に提出を求める書類について、原本の提出が必要なもの、本来は原本の提出が必要なため、原本と照合のうえで原本証明してもらったもの、原本証明は不要とするものなどの精査をするよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 監査時点と同じ。(保育認定課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 令和4年4月以降に実施する補助事業について、実績報告に当たり提出を求める資料の原本・原本証明を付した写し・原本証明を要しない写しのいずれを要するかを精査し、事業者への周知の際に明確にする。(保育認定課)
84	164	財政課 保育認定課	意見	児童福祉総務費及び保育所費の補助金について、補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、市所管課においては、必要があるときは、補助事業者の同意を得て、添付書類の原本を含む関係書類を閲覧または提出を求め、運営状況を調査または検査に立ち合わせ、職員にその事務所等に立ち入らせ帳簿書類等を検査させ、関係者に質問させることがある旨の条件を付すことについて、補助金交付要綱の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。	補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、必要がある場合には関係書類の調査、運営状況の報告等を徴することができるよう、令和3年7月1日付けで船橋市補助金等の交付に関する規則を改正し、調査又は報告の規定を追加した。(財政課) 監査時点と同じ。(保育認定課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 当課所管の保育所費及び児童福祉総務費の補助金の交付規則・要綱等について、令和4年4月1日に改正を行い、関係書類の調査、運営状況の報告等を徴することができるよう、調査又は報告の規定の整備を行う。(保育認定課)
85	167	保育認定課	意見	【船橋市保育協議会補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助事業等の対象活動の効果が広く市民に行き渡り、特定の者の利益に終わらないことが必要であるため、保育協議会が補助事業等として実施する研修事業において、会員内外を問わずより多くの保育所等に勤務する職員が参加し、保育所等の勤務する職員の資質の向上が図られる研修となるよう要望する。	令和3年3月30日付けで一般社団法人船橋市保育協議会あて、補助対象事業である研修事業について、より多くの会員外の施設の職員の参加が図られるよう要請した。	左記のとおり措置済み。なお、各年度の補助金の実績報告において取り組み状況について確認し、必要に応じて更なる取り組みを要請する。
86	167	保育認定課	意見	【船橋市保育協議会補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助金の交付により明らかな効果または成果が期待できることが必要であることから、保育協議会が補助事業等として実施する保育士確保事業において、その効果として事業実施により確保できた保育士数を定量的に把握するよう要望する。	保育士確保事業の効果の測定方法について検討している。	事業実施の効果として確保できた保育士数についての施設向けの調査等を行うことを検討していく。
87	167	保育認定課	意見	【船橋市保育協議会補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、交付事業において、適格な経費等の必要な要件を具備していることが必要であることから、実績報告書の提出時には、補助の対象となる経費の支払を確認できる書類を徴取し、サンプル的にでも検証することでその報告書の信頼性を担保するよう要望する。	令和2年度分の実績報告から事務手続きを改め、領収書の写し等、補助対象経費の支払いを確認できる書類を徴取することとした。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
88	167	保育認定課	意見	【船橋市保育協議会補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、交付先団体等の設置の目的、組織、活動内容及び財務状況等において、補助金の交付先としての適格性が認められることが必要であることから、今後、保育協議会へ加盟しない施設がさらに増加し、保育協議会への加盟率が私立保育園・認定こども園の半数以下という事態に陥った場合には、補助金の交付先団体等としての適格性について慎重に検討するよう要望する。	加盟率が著しく低下するようなことがあった場合には、研修事業の会員外の施設の参加状況を踏まえ、必要に応じて適格性についての検討をすることとした。	左記のとおり措置済み。
89	167	保育認定課	指摘	【船橋市保育協議会補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、交付要綱に従って補助対象経費の総額から参加者等より徴収した額を控除することが必要であることから、補助金の額に影響しない場合であっても、補助金交付要綱等に従って補助対象経費の総額を算定するよう徹底されたい。	令和2年度分から実績報告に添えて提出する資料について、参加者からの徴収額を明示・控除する書式に改めた。	左記のとおり措置済み。
90	169	財政課 保育認定課	意見	児童福祉総務費及び保育所費の補助金について、補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助金が不正の手段により交付決定された事案が発生した場合には、補助金の返還等厳格かつ適正な対応措置をとることが必要であることから、補助事業者に対して、補助金の返還が命ぜられた場合の加算金及び延滞金を納付すべき旨の条件を付すことについて、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。	補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助金等が偽りその他不正の手段等により交付決定され、その交付決定が取り消された場合において、補助金等の返還を命ぜられたときは、加算金及び延滞金を納付させることができるよう、令和3年7月1日付けで船橋市補助金等の交付に関する規則を改正し、加算金及び延滞金の規定を追加した。 (財政課) 監査時点と同じ。(保育認定課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 当課所管の児童福祉総務費及び保育所費の補助金の交付規則・要綱等について、令和4年4月1日に改正を行い、加算金及び延滞金の規定の整備を行う。(保育認定課)
91	174	財政課 保育認定課	意見	【船橋市認証保育所整備費補助金、船橋市一時預かり事業(幼稚園型)環境整備補助金、船橋市保育協議会補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、市が交付する補助金の補助の対象となる経費に消費税が含まれる場合には、消費税等の申告により補助金に係る消費税額が確定した後、一定の期間内に報告し、報告があった場合には仕入控除税額を市に返還させる等、補助金に係る仕入控除税額の報告及び返還に係る規定内容を具体的かつ明確にすることについて、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。	令和3年度以降の補助事業に係る消費税等の仕入控除税額に関する取扱いについて、補助金申請時における事業者等からの補助対象経費の計上を原則税抜きとし、補助金額を税抜きで算定するが、免税事業者など補助対象経費を税抜きで計上した結果、補助金が減額されることで補助事業の実施に支障をきたすおそれがある場合には、消費税額を補助対象経費に含めて申請し、税込み額にて補助金を算定できることとした。また、消費税額を補助対象経費に含めて補助金を交付した場合には、免税事業者等も含めた全ての事業者から仕入控除税額報告書を提出させることとし、規定例を参考に補助要綱等の本文及び様式を改正するよう令和3年6月1日付けで通知した。(財政課) 【船橋市認証保育所整備費補助金】 事業を終了したため、令和3年3月31日付けで要綱を廃止した。 【船橋市一時預かり事業(幼稚園型)環境整備補助金、船橋市保育協議会補助金】 監査時点と同じ。 (保育認定課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 【船橋市認証保育所整備費補助金】 左記のとおり措置済み。 【船橋市一時預かり事業(幼稚園型)環境整備補助金、船橋市保育協議会補助金】 令和4年4月1日に要綱の改正を行い、仕入控除税額の報告及び返還について、規定の整備を行う。 (保育認定課)

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
92	174	財政課 保育認定課	意見	児童福祉総務費及び保育所費の補助金について、補助事業者が補助金交付要綱等の規定を遵守することは当然ではあるが、補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、市所管課においても規定の整備を図った上で、補助事業者に対して補助金に係る消費税額の報告についての周知、指導等の対策を徹底する必要があるため、i)報告の対象は、全ての補助事業者とすること、ii)個々の補助事業者の報告書の提出期限は、消費税等の確定申告後1ヶ月以内とすること、iii)報告漏れを防ぐため、毎年一定の時期に報告を求める依頼文を送付すること、iv)一定の期間を経過しても報告書を提出していない補助事業者については、個別に確認を行い、時期を定めて報告を求めること等について、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。	令和3年度以降の補助事業に係る消費税等の仕入控除税額に関する取扱いについて、補助金申請時における事業者等からの補助対象経費の計上を原則税抜きとし、補助金額を税抜きで算定するが、免税事業者など補助対象経費を税抜きで計上した結果、補助金が減額されることで補助事業の実施に支障をきたすおそれがある場合には、消費税額を補助対象経費に含めて申請し、税込み額にて補助金を算定できることとした。また、消費税額を補助対象経費に含めて補助金を交付した場合には、免税事業者等も含めた全ての事業者から仕入控除税額報告書を提出させることとし、規定例を参考に補助要綱等の本文及び様式を改正するよう令和3年6月1日付けで通知した。(財政課) 令和3年6月1日付け企画財政部長通知(財政課発出)に則り、令和3年度に交付する各補助金について、原則として消費税を補助対象経費から除くものとした。ただし、消費税の免税事業者である等により消費税の仕入税額控除を受けることがないため、消費税を補助対象経費から除いた場合に補助額の減額となりうる事業者については、補助対象経費に消費税を含めることを認め、仕入控除税額についての報告を必須とすることとした。 なお、企画財政部長通知では申請時に補助対象経費に消費税を含めるかどうかを選択することとされているが、当課所管の児童福祉総務費及び保育所費の補助金については、補助額の算定が支出額ではなく職員数や児童数により算出され、かねてより実績報告の際に決定された補助額と支出額の比較により補助金額を確定している。このことから、実績報告時に消費税を含めるかどうかを選択するものとした。(保育認定課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 令和4年4月1日に当課所管の児童福祉総務費及び保育所費の補助金の交付規則・要綱の改正を行い、左記の取扱いを明確化する。(保育認定課)
93	174	財政課 保育認定課	意見	児童福祉総務費及び保育所費の補助金について、補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助事業者に対する事務負担等を軽減する必要があると考えられるため、i)報告に必要な項目を様式として規定すること、ii)詳細な記載例を作成し、補助事業者が記載すべき情報を具体的かつ明確にすることについて、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。	令和3年度以降の補助事業に係る消費税等の仕入控除税額に関する取扱いについて、補助金申請時における事業者等からの補助対象経費の計上を原則税抜きとし、補助金額を税抜きで算定するが、免税事業者など補助対象経費を税抜きで計上した結果、補助金が減額されることで補助事業の実施に支障をきたすおそれがある場合には、消費税額を補助対象経費に含めて申請し、税込み額にて補助金を算定できることとした。また、消費税額を補助対象経費に含めて補助金を交付した場合には、免税事業者等も含めた全ての事業者から仕入控除税額報告書を提出させることとし、規定例を参考に補助要綱等の本文及び様式を改正するよう令和3年6月1日付けで通知した。(財政課) 事業者への周知にあたり詳細な記載例を作成し提示しているが、仕入控除税額の報告に際し必要となる書式を様式として規定することとした。(保育認定課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 令和4年4月1日に当課所管の児童福祉総務費及び保育所費の補助金の交付規則・要綱の改正を行い、仕入控除税額の報告に際し必要となる書式を様式として規定する。(保育認定課)
94	176	財政課 保育認定課	指摘	【船橋市体調不良児対応型事業補助金、船橋市病児保育事業補助金、船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金他、船橋市小規模保育事業運営費補助金、船橋市私立保育所運営費補助金、船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金、船橋市一時預かり事業補助金、船橋市一時預かり事業(幼稚園型)補助金、船橋市一時預かり事業(幼稚園型)環境整備補助金、船橋市私立保育所運営費補助金、船橋市私立保育所等定員増員協力補助金、船橋市保育協議会補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助金交付要綱等にも関係書類の整備に関して規定したほうが補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であり、補助事業者が関係書類の整備義務を明確に認識することが期待できるため、関係書類の整備及び保存年限に関して具体的かつ明確に規定することについて、補助金交付要綱等の改正も含めた対応を徹底されたい。	船橋市補助金等の交付に関する規則では、補助事業者は関係書類を常に整備しておくこととしていたが、関係書類を常に整備しておくことは負担が大きいこと、また、補助事業の内容により、関係書類の整備が必要な期間が異なることから、令和3年7月1日付けで同規則を改正し、補助事業者が関係書類を整備する期間を「常に」から「市長が別に定める期間」とした。 また、船橋市文書管理規則に基づく補助金等に係る公文書の保存期間や補助事業により取得した財産の耐用年数及び債権の時効期限等を考慮して、補助要綱等にも関係書類の整備期間を規定するよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 監査時点と同じ。(保育認定課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 当該補助金の規則・要綱等について、令和4年4月1日に改正を行い、関係書類の整備及び保存年限の規定の整備を行う。(保育認定課)

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
95	180	保育認定課	指摘	<p>【船橋市保育所等安全対策推進事業補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、交付すべき補助金の額を決定する際の審査において、補助対象経費が適正に計上されているかについての確認を徹底されたい。</p> <p>なお、補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、領収書や申請額の内容のわかる書類を再審査する等、適正な補助金の額を計算した上で、補助金の過不足額を精算することが望まれるが、補助金の精算の遡及については、行政事務の費用対効果、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急的な措置であること等を考慮すると、過去に確定した補助金の額については、行政の責任の下で請求しないという実務も認めざるを得ないものと考えられる。</p>	令和3年1月から再審査を行い、誤りが確認された分について精算を行った。	確認の徹底のため、令和3年度分から締切時期の変更や提出書類の電子化への協力を施設へ依頼することについて検討を行う。
96	180	保育認定課	意見	<p>【船橋市保育所等安全対策推進事業補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助の対象となる経費に関して、交付要綱に従う必要があるが、例外として、支払が補助事業期間外であっても、補助事業期間中に発生し、かつ当該経費の額(支出義務額)が確定しているものであって、補助事業期間中に支払われていないことに相当な事由があると認められるものや、補助事業期間内にクレジットカード決済が完了しているもの等、補助対象経費として認められることが相当であると考えられるケースもあることから、補助の対象となる経費の支払に係る規定内容を具体的かつ明確にすることについて、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。</p>	事業実施年度ごとに要綱を制定しているため、令和3年度以降に要綱を新たに制定する場合は、クレジットカードを利用する場合の規定の整備を検討することとした。	令和3年度事業に係る要綱制定時に、クレジットカードを利用する場合の規定の整備を検討する。
97	183	地域子育て支援課	指摘	<p>【船橋市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策臨時補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、実績報告書に添えて提出を求めている書類を具体的かつ明確に規定することについて、補助金交付要綱等の改正も含めた対応を徹底されたい。</p>	当該事業は、新型コロナウイルス感染症対策として対象となる期間を限定した補助金事務であり、すでに終了している。	左記のとおり措置済み。
98	183	財政課 地域子育て支援課	意見	<p>【船橋市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策臨時補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、市所管課の措置だけではなく、実績報告書に添えて提出する書類について、i) 原本の提出を要するのか、ii) 原本証明をなした写しの提出を要するのか、iii) 写しの提出で足りるのか、といった全庁統一的な判断基準を作成し、全庁的に提出書類の合理化と簡素化へ取り組むことを要望する。</p>	<p>補助事業の内容により必要な書類等は異なるため、全庁統一的な判断基準を作成することは困難と考えており、各担当課において、補助事業者に提出を求める書類について、原本の提出が必要なもの、本来は原本の提出が必要なため、原本と照合のうえで原本証明をもらうもの、原本証明は不要とするものなどの精査をするよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課)</p> <p>当該事業は、新型コロナウイルス感染症対策として対象となる期間を限定した補助金事務であり、すでに終了している。(地域子育て支援課)</p>	左記のとおり措置済み。
99	184	財政課 地域子育て支援課	意見	<p>【船橋市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策臨時補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助金が不正の手段により交付決定された事案が発生した場合には、補助金の返還等厳格かつ適正な対応措置をとることが必要であることから、補助事業者に対して、補助金の返還が命ぜられた場合の加算金及び延滞金を納付すべき旨の条件を付すことについて、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。</p>	<p>補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助金等が偽りその他不正の手段等により交付決定され、その交付決定が取り消された場合において、補助金等の返還を命ぜられたときは、加算金及び延滞金を納付させることができるよう、令和3年7月1日付けで船橋市補助金等の交付に関する規則を改正し、加算金及び延滞金の規定を追加した。(財政課)</p> <p>当該事業は、新型コロナウイルス感染症対策として対象となる期間を限定した補助金事務であり、すでに終了している。(地域子育て支援課)</p>	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
100	188	財政課 地域子育て支援課	意見	【船橋市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策臨時補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、市が交付する補助金の補助の対象となる経費に消費税等が含まれる場合には、消費税等の申告により補助金に係る消費税額が確定した後、一定の期間内に報告し、報告があった場合には仕入控除税額を市に返還させる等、補助金に係る仕入控除税額の報告及び返還に係る規定内容を具体的かつ明確にすることについて、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。	令和3年度以降の補助事業に係る消費税等の仕入控除税額に関する取扱いについて、補助金申請時における事業者等からの補助対象経費の計上を原則税抜きとし、補助金額を税抜きで算定するが、免税事業者など補助対象経費を税抜きで計上した結果、補助金が減額されることで補助事業の実施に支障をきたすおそれがある場合には、消費税額を補助対象経費に含めて申請し、税込み額にて補助金を算定できることとした。また、消費税額を補助対象経費に含めて補助金を交付した場合には、免税事業者等も含めた全ての事業者から仕入控除税額報告書を提出させることとし、規定例を参考に補助要綱等の本文及び様式を改正すよう令和3年6月1日付けで通知した。(財政課) 当該事業は、新型コロナウイルス感染症対策として対象となる期間を限定した補助金事務であり、すでに終了している。(地域子育て支援課)	左記のとおり措置済み。
101	188	財政課 地域子育て支援課	意見	【船橋市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策臨時補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助事業者に対する事務負担等を軽減する必要があると考えられるため、i) 報告に必要な項目を様式として規定すること、ii) 詳細な記載例を作成し、補助事業者が記載すべき情報を具体的かつ明確にすることについて、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。	令和3年度以降の補助事業に係る消費税等の仕入控除税額に関する取扱いについて、補助金申請時における事業者等からの補助対象経費の計上を原則税抜きとし、補助金額を税抜きで算定するが、免税事業者など補助対象経費を税抜きで計上した結果、補助金が減額されることで補助事業の実施に支障をきたすおそれがある場合には、消費税額を補助対象経費に含めて申請し、税込み額にて補助金を算定できることとした。また、消費税額を補助対象経費に含めて補助金を交付した場合には、免税事業者等も含めた全ての事業者から仕入控除税額報告書を提出させることとし、規定例を参考に補助要綱等の本文及び様式を改正すよう令和3年6月1日付けで通知した。(財政課) 当該事業は、新型コロナウイルス感染症対策として対象となる期間を限定した補助金事務であり、すでに終了している。(地域子育て支援課)	左記のとおり措置済み。
102	192	地域子育て支援課	指摘	【船橋市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策臨時補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、交付すべき補助金の額を決定する際の審査において、補助対象経費が適正に計上されているかについての確認を徹底されたい。	当該事業は、新型コロナウイルス感染症対策として対象となる期間を限定した補助金事務であり、すでに終了している。	左記のとおり措置済み。
103	193	療育支援課	指摘	【船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金、船橋市社会福祉施設整備事業資金利子補給】 補助金交付事務の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、補助金が効果的かつ効率的に運用されるために、交付申請書に添える必要書類について、補助事業者に過剰な提出書類を求めているか見直し、具体的かつ明確に規定することについて、補助金交付要綱等の改正も含めた対応を徹底されたい。	交付申請書に添える必要書類について、規則の改正を含めて関係各課と協議を行っている。	当該補助金を所管している各課と引き続き協議を行い、交付申請書に添える必要書類を明確にし、令和3年12月中に規則を改正する。
104	194	財政課 療育支援課	意見	【船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金、船橋市社会福祉施設整備事業資金利子補給】 補助金交付事務の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、補助金が効果的かつ効率的に運用されるために、提出書類の原本証明の要否及び原本の確認方法について、具体的な判断基準を作成することを要望する。	補助事業の内容により必要な書類等は異なるため、全庁統一的な判断基準を作成することは困難と考えており、各担当課において、補助事業者に提出を求める書類について、原本の提出が必要なもの、本来は原本の提出が必要なため、原本と照合のうえで原本証明をしてもらうもの、原本証明は不要とするものなどの精査をするよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 提出書類の原本証明の要否及び原本の確認方法について、関係各課と協議を行っている。(療育支援課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 当該補助金を所管している各課と引き続き協議を行い、令和3年12月中に提出書類の原本証明の要否及び原本の確認方法を決定する。(療育支援課)

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
105	195	療育支援課	意見	【船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金、船橋市社会福祉施設整備事業資金利子補給】 船橋市補助金等交付規則第12条第2項に定める補助事業等実績報告は要しないものに該当する場合は、その補助金交付要綱等に明記することが補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であるため、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。	令和3年6月に検討を行った結果、制度を利用する事業者にも申請方法等について案内を行っており、事業の遂行に支障はないことから、従前の取扱いのとおりとすることとした。	左記のとおり措置済み。
106	196	財政課 療育支援課	指摘	【船橋市障害児通所施設運営費補助金、船橋市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業補助金】 補助金交付事務の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、補助金が効果的かつ効率的に運用されるために、補助事業等に係る書類の整備及び保存年限に関して、その補助金交付要綱等に具体的かつ明確に規定することが補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であるため、補助金交付要綱等の改正も含めた対応を徹底されたい。	船橋市補助金等の交付に関する規則では、補助事業者は関係書類を常に整備しておくこととしていたが、関係書類を常に整備しておくことは負担が大きいこと、また、補助事業の内容により、関係書類の整備が必要な期間が異なることから、令和3年7月1日付けで同規則を改正し、補助事業者が関係書類を整備する期間を「常に」から「市長が別に定める期間」とした。 また、船橋市文書管理規則に基づく補助金等に係る公文書の保存期間や補助事業により取得した財産の耐用年数及び債権の時効期限等を考慮して、補助要綱等に関係書類の整備期間を規定するよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 【船橋市障害児通所施設運営費補助金】 補助事業等に係る書類の整備及び保存年限を明記する要綱の改正を行うこととした。 【船橋市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業補助金】 令和2年度で事業を終了し、要綱を廃止した。 (療育支援課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 【船橋市障害児通所施設運営費補助金】 要綱を令和3年12月までに改正する。 【船橋市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業補助金】 左記のとおり措置済み。 (療育支援課)
107	199	健康政策課	意見	【上水道配水管布設費助成金】 市が交付する補助金のうち、市民と行政の役割分担のうえで、自助のみに委ねられるものではなく(共助・公助の範疇にあるもの)、社会経済的なニーズにも十分に対応していると判断している補助金であっても、希少な財源を最適に配分する観点から、当初予算の段階でその必要額を適正に見積もるよう要望する。	監査時点と同じ。	令和4年度以降、必要最低限度の額を見積り、予算計上する方向で検討を行う。
108	200	健康政策課	意見	【各種団体補助金】 市が交付する補助金に関しては原則として、業務委託の積算上の間接費と運営費補助としての補助金が重複しないよう委託料を適正に積算し、更には、補助金の交付先の余裕財産を考慮して、補助金の予算配分を決定するよう要望する。	引き続き、指定管理料と補助金いずれも算定に当たり積算対象とする経費は重複しないよう留意し、補助金の交付額については、事業運営及び財産の状況を鑑みて適切に対応していくこととした。	左記のとおり措置済み。
109	202	衛生指導課	意見	【公衆浴場設備改善事業費補助金、公衆浴場組合事業補助金、公衆浴場経営基盤安定化補助金】 予算編成段階で、事業者から提出を受けている事業予測や改修計画などの精査と実現可能性に関する評価を十分に実施し、現地視察やヒヤリング等も必要に応じて実施することにより、補助金交付の実効性や事業の継続性に対する寄与度を把握し、当初予算の段階でその必要額を合理的に見積もるよう要望する。	令和3年度は予算編成の段階で設備改善工事の見積もりに加え、次年度の改修計画を提出するよう求めた。また、今後の事業予測や設備老朽化の状況及び改修計画を把握するために、令和3年8月に事業者ヒヤリングを実施することとした。	事業者へのヒヤリングを密に行い、今後の事業予測の確認及び事業者へより実効性の高い改修計画を作成するよう依頼していく。
110	204	環境政策課	意見	【船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金】 平成29年3月に補助金交付決定を行った事案で、同年12月に補助金交付決定の取消を行ったものが1件存在していたが、補助金交付事務の業務プロセスでは、要綱に則った運用を厳守し、交付決定の取り消し事由を把握した場合には、速やかに交付決定を取り消すよう、要望する。	平成29年4月に要綱を改正し、申請時に必要な書類の内容を見直し、要綱に則った運用を厳守している。当該取消要件に至った申請時の提出書類の見直しを行うことで、取消事例が発生する可能性を減らすとともに補助金返還要件に該当する事例を把握した際には、速やかに係長や管理職に報告するよう係内で説明を行った。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
111	205	クリーン推進課	意見	【船橋市有価物回収助成金】 有価物回収助成金の予算について、関連する報償金の支給基準の見直しを含めて、有価物回収業者の経営基盤の安定を図り、有価物回収に支障をきたさぬよう、適正に見積もるよう要望する。	有価物回収事業運営に必要な経費及び買入金額に基づく不足額について検証し、令和2年10月分より事業運営に必要な助成限度日額を上げている。 関連する報償金の支給基準の見直しについては、現在も行財政改革の中で検討している。	今後も有価物の情勢と経営状況を判断し、有価物回収協同組合が回収に支障を来さないよう対応していく。 関連する報償金の支給基準の見直しについては、引き続き、行財政改革の中で検討していく。
112	206	クリーン推進課	意見	【船橋市生ごみ処理容器購入費助成金】 社会経済的なニーズにも十分に対応しているとは言い難いと判断している補助金については、積算根拠の合理性も含め、希少な財源を最適に配分する観点から、当初予算の段階でその必要額を適正に見積もるよう要望する。	監査時点と同じ。	令和3年7月に県内近隣市の状況を調査し、改善内容を検討し、改善内容を令和4年度予算要求に反映させる。
113	209	商工振興課	意見	【地方卸売市場事業会計補助金】 繰出金に係る予算を算定する際には、予算の原資である一般財源(主として税収入)を行政需要に最適に配分するためにも、より正確性の高い見込みに基づく見積りを行うよう要望する。例えば、令和元年度の予算は少なくとも5千万円程度削減することができたものと考えられる。	精度の高い見積りが出来るよう、直近の決算額等の実績を精査し、予算編成に当たっては、財政課及び地方卸売市場総務課との連携をより一層深めることとした。	左記のとおり措置済み。
114	209	財政課 商工振興課	意見	【地方卸売市場事業会計補助金】 実際の支出額を確定したときに、多額の不用額が発生する見込みがある場合は、予算の補正を行い、不必要な不用額が決算上発生しないよう、議会に諮ることを要望する。	年度末まで申請を受け付けている補助金などについては、不用額を的確に見積もることが困難と考えられるため、原則として減額補正は行わず、予算編成の精度を高めることとするが、今後、年度途中で中止が決定した事業等は減額補正することを検討する旨を令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 地方卸売市場は年度末まで補助対象の事業を実施しており、不用額を的確に見積もることが困難と考えられるため、原則として減額補正は行わず、予算編成の精度を高めることとするが、年度途中で中止が決定した場合は減額補正することを検討することとした。(商工振興課)	左記のとおり措置済み。
115	211	商工振興課	指摘	【商業環境施設整備事業費補助金、商業環境施設維持管理補助金】 市の補助金交付決定は行政処分ではないと解されるため、行政処分を前提とする教示文言を削除されたい。	令和3年4月1日付けで規則を改正し、教示文言を削除した。	左記のとおり措置済み。
116	212	財政課 商工振興課	指摘	【商業環境施設維持管理補助金、商店街活性化支援事業補助金(商業活性化事業補助金、空き店舗対策事業補助金、生鮮三品販売力向上支援事業補助金、商業活性化協議会事業費補助金)、個店の魅力向上事業費、商店街まちづくり・賑わい推進モデル事業補助金、移動販売支援事業費、船橋商工会議所商工業振興事業費補助金、商店会連合会補助金、工業活性化事業費補助金、地域工業団体連合会補助金、船橋市貿易振興会補助金、船橋市新製品・新技術開発促進事業補助金、工業振興支援事業補助金、立地等企業促進事業補助金、ベンチャープラザ船橋入居企業等支援補助金、共同ビジネスマッチング事業費補助金、船橋市海外展開支援事業補助金、中小企業融資利子補給金、中小企業融資信用保証料補給金】 船橋市補助金等交付規則第11条は、補助事業等着手・完了届を提出しなければならないと規定しており、様式まで定めている以上、同様式による提出を求めている上記の運用は、明確に船橋市補助金等交付規則に違反している。 したがって、船橋市補助金等交付規則の改正や個別の補助金交付規則で例外を明記しない限り、船橋市補助金等交付規則第11条が定める補助事業等着手・完了届の提出を補助事業者から受けられたい。	申請時に着手予定及び完了予定を確認し、実績報告時にも着手及び完了日を確認している事業が多く、届出によらずとも確認が可能であることから、事務負担の軽減を図るため、令和3年7月1日付けで船橋市補助金等の交付に関する規則を改正し、着手及び完了の届出の規定を削除した。(財政課) 令和3年7月1日付け船橋市補助金等の交付に関する規則の改正を受け検討した結果、該当の補助金については、申請時に着手予定及び完了予定を確認し、実績報告時にも着手及び完了日を確認できていることから着手・完了届の提出は求めないこととした。(商工振興課)	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
117	212	財政課 商工振興課	意見	<p>【商業環境施設維持管理補助金、商店街活性化支援事業補助金（商業活性化事業補助金、空き店舗対策事業補助金、生鮮三品販売力向上支援事業補助金、商業活性化協議会事業費補助金）、個店の魅力向上事業費、商店街まちづくり・賑わい推進モデル事業補助金、移動販売支援事業費、船橋商工会議所商工業振興事業費補助金、商店会連合会補助金、工業活性化事業費補助金、地域工業団体連合会補助金、船橋市貿易振興会補助金、船橋市新製品・新技術開発促進事業補助金、工業振興支援事業補助金、立地等企業促進事業補助金、ベンチャープラザ船橋入居企業等支援補助金、共同ビジネスマッチング事業費補助金、船橋市海外展開支援事業補助金、中小企業融資利子補給金、中小企業融資信用保証料補給金】</p> <p>補助金によっては、船橋市補助金等交付規則第11条に定める補助事業等着手・完了届によらずとも補助事業の着手及び確認が可能なものもあり、一律に同規則の様式の提出を求めることは事務の負担になることもあり得るため、補助金ごとに着手及び完了を確認する方法を柔軟に定められるよう、船橋市補助金等交付規則第11条の改正や個別の交付規則の改正を検討するよう要望する。</p>	<p>申請時に着手予定及び完了予定を確認し、実績報告時にも着手及び完了日を確認している事業が多く、届出によらずとも確認が可能であることから、事務負担の軽減を図るため、令和3年7月1日付けで船橋市補助金等の交付に関する規則を改正し、着手及び完了の届出の規定を削除した。（財政課）</p> <p>令和3年7月1日付け船橋市補助金等の交付に関する規則の改正を受け検討した結果、該当の補助金については、申請時に着手予定及び完了予定を確認し、実績報告時にも着手及び完了日を確認できていることから要綱等の改正は行わないこととした。（商工振興課）</p>	左記のとおり措置済み。
118	213	商工振興課	意見	<p>【創業支援推進事業費】</p> <p>補助金導入後、一定期間、補助金の交付実績が乏しい場合には、当該補助金の廃止も含め、速やかに改善に向けた検討を実施し、不用額を生じさせないよう要望する。</p>	<p>創業希望者に対し、家賃補助に関するアンケート調査を実施したところ、家賃補助に関する一定のニーズがあった。家賃補助に対するニーズはあるものの、当該事業は特定創業支援等事業を受けただけで更に創業実践塾を受講したものを対象としており、対象者をより限定していたため利用に至らなかったと考えられる。そのため、当該事業を令和3年4月1日をもって廃止し、令和3年度からは、船橋市商店街空き店舗対策事業補助金において、空き店舗を活用して新たに開設する事業者への家賃補助として、特定創業支援等事業を受講したものを対象とし、対象者を広げ支援を行うこととした。</p>	左記のとおり措置済み。
119	214	商工振興課	意見	<p>【共同ビジネスマッチング事業費補助金】</p> <p>補助金の交付目的が「活性化」や「賑わい」等の抽象的なものである場合、交付の段階で一定の効果の指標を策定し、商店街の来街者数の目標や販路開拓数の目標を定めるなどして、実際に補助金の交付による効果を測定し、次年度以降の予算配分に反映できるような仕組みを構築することを要望する。</p>	<p>指標を定め、補助金の交付申請時と実績報告時に報告することとした。なお、指標の内容についてはマッチング件数やヒアリング件数等を検討している。</p>	指標を定め、交付申請時に目標値を記載し、実績報告の際に目標値が達成されるかを確認する。その実績を踏まえ、次年度以降の予算配分について判断する。令和4年3月31日に要綱を改正し、令和4年度より運用を開始する。
120	215	財政課 商工振興課	指摘	<p>【観光協会補助金】</p> <p>船橋市補助金等交付規則第11条は、補助事業等着手・完了届を提出しなければならないと規定しており、様式まで定めている以上、同様式による提出を求めている上記の運用は、明確に船橋市補助金等交付規則に違反している。したがって、船橋市補助金等交付規則の改正や個別の補助金交付規則で例外を明記しない限り、船橋市補助金等交付規則第11条が定める補助事業等着手・完了届の提出を補助事業者から受けられない。</p>	<p>申請時に着手予定及び完了予定を確認し、実績報告時にも着手及び完了日を確認している事業が多く、届出によらずとも確認が可能であることから、事務負担の軽減を図るため、令和3年7月1日付けで船橋市補助金等の交付に関する規則を改正し、着手及び完了の届出の規定を削除した。（財政課）</p> <p>令和3年7月1日付け船橋市補助金等の交付に関する規則の改正を受け検討した結果、該当の補助金については、申請時に着手予定及び完了予定を確認し、実績報告時にも着手及び完了日を確認できていることから着手・完了届の提出は求めないこととした。（商工振興課）</p>	左記のとおり措置済み。
121	215	財政課 商工振興課	意見	<p>【観光協会補助金】</p> <p>補助金によっては、船橋市補助金等交付規則第11条に定める補助事業等着手・完了届によらずとも補助事業の着手及び確認が可能なものもあり、一律に船橋市補助金等交付規則の様式の提出を求めることは事務の負担になることもあり得るため、観光協会補助金についても、着手及び完了を確認する方法を柔軟に定められるよう、船橋市補助金等交付規則第11条の改正や個別の交付規則の改正を検討するよう要望する。</p>	<p>申請時に着手予定及び完了予定を確認し、実績報告時にも着手及び完了日を確認している事業が多く、届出によらずとも確認が可能であることから、事務負担の軽減を図るため、令和3年7月1日付けで船橋市補助金等の交付に関する規則を改正し、着手及び完了の届出の規定を削除した。（財政課）</p> <p>令和3年7月1日付け船橋市補助金等の交付に関する規則の改正を受け検討した結果、該当の補助金については、申請時に着手予定及び完了予定を確認し、実績報告時にも着手及び完了日を確認できていることから要綱の改正は行わないこととした。（商工振興課）</p>	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
122	216	商工振興課	意見	【観光協会補助金】 補助金の交付目的が「活性化」や「賑わい」等の抽象的なものである場合、交付の段階で一定の効果の指標を策定し、観光プロモーションによる観光客数等の目標を定めるなどして、実際に補助金の交付による効果を測定し、次年度以降の予算配分に反映できるような仕組みを構築することを要望する。	監査時点と同じ。	観光協会が年度当初に事業計画を策定しており、その事業計画を基に各事業毎に速やかに目標値を定める。また、令和4年3月末に提出される補助事業報告等実績報告の際に、目標値が達成されているかを判断する。その実績を踏まえて、次年度以降の予算配分について判断する。
123	219	都市計画課	意見	【船橋市地域まちづくり活動助成金】 市が交付する補助金のうち、公益性が高いと判断される補助金であっても、希少な財源を最適に配分する観点から、当初予算の段階でその必要額を適正に見積もるよう要望する。	監査時点と同じ。	予算要求においては、現在の積算方法の見直しを検討し、過去実績等を参考にして必要見込み額を精査していく。
124	219	財政課 都市計画課	意見	【船橋市地域まちづくり活動助成金】 補助金について、最終的に多額の不用額が発生することを避ける必要があるため、最終の補正予算までに減額補正を行うよう要望する。	年度末まで申請を受け付けている補助金などについては、不用額を的確に見積もることが困難と考えられるため、原則として減額補正は行わず、予算編成の精度を高めることとするが、今後、年度途中で中止が決定した事業等は減額補正することを確認する旨を令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) この補助金は年度末まで申請を受け付けており、交付額の確定が年度末となるため、減額補正は行わず、予算編成の精度を高めることとした。(都市計画課)	左記のとおり措置済み。
125	220	公園緑地課	意見	【ふなばし三番瀬海浜公園管理費】 市が交付する補助金のうち、公益性が高いと判断される補助金であっても、希少な財源を最適に配分する観点から、当初予算の段階でその必要額を適正に見積もるよう要望する。	改めて検討を行ったが、引き続き唯一の公共交通機関であるバス路線の継続運行が必要ことから申請が想定される必要最低限の額を見積り、予算計上することとした。	左記のとおり措置済み。
126	220	公園緑地課	意見	【ふなばし三番瀬海浜公園管理費】 この補助金については、5年間補助金交付実績がないのであるから、廃止も含めてその必要性について抜本的に検証するよう要望する。	改めて検討を行ったが、当該事業は公園への唯一の公共交通機関であるバス路線の継続を担保する必要性から必要不可欠と判断した。	左記のとおり措置済み
127	222	公園緑地課	意見	【船橋市花いっぱいまちづくり事業助成金】 補助事業の完了確認は施工前後の写真で十分な場合が多いとも考えられるが、この補助金の目的は花を植えるというだけでなく、明るく潤いのあるまちづくりであると考えられる。したがって、まち全体の景観にも配慮する必要があると考えられるため、事務負担も考慮しつつ、このような視点から重要であると考えられる補助金交付案件に関しては、現地調査を実施することを要望する。	令和3年度より現地確認を行うこととし、全箇所について現地確認を実施した。	令和4年度以降も新規物件を中心に現地確認を行う。
128	223	財政課 公園緑地課	指摘	【船橋市花いっぱいまちづくり事業助成金】 市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも関係書類の整備に関する規定を明記した方が補助事業者に対する周知徹底の面により丁寧な対応であり、補助事業者が関係書類の整備義務等を明確に認識することが期待できる。 したがって、補助金交付要綱等に関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記するよう徹底されたい。	船橋市補助金等の交付に関する規則では、補助事業者は関係書類を常に整備しておくこととしていたが、関係書類を常に整備しておくことは負担が大きいこと、また、補助事業の内容により、関係書類の整備が必要な期間が異なることから、令和3年7月1日付けで同規則を改正し、補助事業者が関係書類を整備する期間を「常に」から「市長が別に定める期間」とした。 また、船橋市文書管理規則に基づく補助金等に係る公文書の保存期間や補助事業により取得した財産の耐用年数及び債権の時効期限等を考慮して、補助要綱等に関係書類の整備期間を規定するよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 検討の結果、関係書類の整備及び保存期間について、要綱に規定することとした。(公園緑地課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 令和4年1月に要綱改正を行い、令和4年度事業から実施する。(公園緑地課)

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
129	223	公園緑地課	指摘	【緑地保全助成金】 補助金等の交付決定は、原則として補助金等交付申請の承諾と考えられるものであり、実際の補助金等の交付を受けるためには、補助金等交付請求書が必要であるものとする。 助成金の申請者の事務手続きが煩雑にはなるが、船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例施行規則に交付請求書の規定を明記するよう徹底されたい。	令和3年4月1日付け船橋市予算会計規則及び船橋市補助金等の交付に関する規則の改正により、当該助成金は船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例施行規則に基づき申請、現地確認、交付決定を行い、事業完了後に交付する助成金であることから、請求書を省略できるものと判断し、条例への規定は行わないこととした。	左記のとおり措置済み。
130	224	道路計画課	意見	【船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金】 実績報告書の提出は、船橋市補助金等交付規則の規定の「(補助事業等の)完了の日から起算して20日を経過する日または補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日まで」と明記されているのであるから、船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱を改正し明記するよう要望する。	監査時点と同じ。	令和3年12月に要綱を改正し、実績報告書の提出期限を規定する。
131	228	財政課 道路計画課	意見	【船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金、船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金、船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金、船橋市公共交通不便地域解消事業補助金】 補助金等の適正かつ効率的な執行を確保するために、補助事業者に対して、交付要綱等に定められた消費税等の取扱いの内容の周知を確実に行う必要がある。要綱等に補助対象経費は消費税等を含まない金額であることを明記するとともに仕入控除税額に係る報告書を徴取し、補助金の返還の要否を確実に確認できるよう要望する。	令和3年度以降の補助事業に係る消費税等の仕入控除税額に関する取扱いについて、補助金申請時における事業者等からの補助対象経費の計上を原則税抜きとし、補助金額を税抜きで算定するが、免税事業者など補助対象経費を税抜きで計上した結果、補助金が減額されることで補助事業の実施に支障をきたすおそれがある場合には、消費税額を補助対象経費に含めて申請し、税込み額にて補助金を算定できることとした。また、消費税額を補助対象経費に含めて補助金を交付した場合には、免税事業者等も含めた全ての事業者から仕入控除税額報告書を提出させることとし、規定例を参考に補助要綱等の本文及び様式を改正するよう令和3年6月1日付けで通知した。(財政課) 監査時点と同じ。(道路計画課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 令和3年12月に要綱を改正し、補助対象経費は消費税等を含まない金額であることを明記すること、及び仕入控除税額に係る報告書を徴取し、補助金の返還の要否を確実に確認することを規定する。(道路計画課)
132	228	道路計画課	意見	【船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金、船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金、船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金、船橋市公共交通不便地域解消事業補助金】 道路計画課所管の補助金の交付要綱の規定の仕方が統一されていない。補助金によって規定の仕方が異なるものがあるのは理解できるが、交付要綱は船橋市補助金等交付規則に則り規定する必要がある。規定の仕方を統一するよう要望する。特に消費税の扱いについては、各補助金で同様の規定になるよう要綱改正するよう要望する。	監査時点と同じ。	令和3年12月に要綱を改正し、規定の仕方を統一する。
133	229	下水道総務課	意見	【船橋市下水道事業会計補助金】 下水道事業補助金について、その必要性や効果について検証し、交付要綱の制定について検討するよう要望する。	報告書意見を受け検証した結果、船橋市補助金等の交付に関する規則第2条第1項において規定する「補助金等」は、市が市以外のもの(団体又は個人)に対して交付するものであり、市の一般会計から下水道事業会計への補助金は当該規則の対象ではないことを確認し、現行どおり公営企業法第17条の3を根拠として支出を行うこととする。 補助金の積算は、汚水処理費について使用料により賄いきれない分や、市の福祉施策である生活保護世帯の使用料減免分等、下水道事業の収支不足額であり、予算編成及び決算整理における議会審議等を経て金額を決定できることから、現行の取扱いを継続することとした。	左記のとおり措置済み。
134	230	下水道河川管理課	意見	【船橋市雨水浸透ます等設置事業補助金】 市が交付する補助金のうち、公益性が高いと判断される補助金であっても、希少な財源を最適に配分する観点から、当初予算の段階でその必要額を適正に見積もるよう要望する。	監査時点と同じ。	予算編成時に、過年度の申請状況等を考慮して見積精度を高める。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
135	230	財政課 下水道河川管理課	意見	【船橋市雨水浸透ます等設置事業補助金】 必要性が高いと判断される補助金について、最終的に多額の不用額が発生することを避ける必要があるため可能な範囲で最終の補正予算までに減額補正を行うよう要望する。	年度末まで申請を受け付けている補助金などについては、不用額を的確に見積もることが困難と考えられるため、原則として減額補正は行わず、予算編成の精度を高めることとするが、今後、年度途中で中止が決定した事業等は減額補正することを検討する旨を令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) この補助金は年度末まで申請を受け付けており、交付額の確定が年度末となるため、減額補正は行わず、予算編成の精度を高めることとし、年度途中で中止が決定した場合等は、減額補正を検討することとした。(下水道河川管理課)	左記のとおり措置済み。
136	230	下水道河川管理課	意見	【船橋市雨水浸透ます等設置事業補助金】 この補助金は、近年のゲリラ豪雨等の状況から必要性が高いものと考えられる。利用者が増えない理由は何かなど、その原因を分析し、利用率向上を図るよう要望する。	利用率向上を図る方策を検討するため、平成29年度から排水届を用いて、様々なデータを収集している。現在は、収集したデータの活用方法等を検討している。	排水届のデータが分析に必要な程度収集できた時点で、データを分析し、それを基に補助制度について適時改正を検討していく。
137	231	財政課 下水道河川管理課	指摘	【船橋市雨水浸透ます等設置事業補助金】 市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも関係書類の整備に関する規定を明記した方が補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であり、補助事業者が関係書類の整備義務を明確に認識することが期待できる。したがって、補助金交付要綱等に関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記するよう徹底されたい。	船橋市補助金等の交付に関する規則では、補助事業者は関係書類を常に整備しておくこととしていたが、関係書類を常に整備しておくことは負担が大きいこと、また、補助事業の内容により、関係書類の整備が必要な期間が異なることから、令和3年7月1日付けで同規則を改正し、補助事業者が関係書類を整備する期間を「常に」から「市長が別に定める期間」とした。 また、船橋市文書管理規則に基づく補助金等に係る公文書の保存期間や補助事業により取得した財産の耐用年数及び債権の時効期限等を考慮して、補助要綱等に関係書類の整備期間を規定するよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 令和3年7月1日付けで要綱を改正し、関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記した。(下水道河川管理課)	左記のとおり措置済み。
138	232	河川整備課	指摘	【船橋市環境整備事業補助金】 実績報告書に添付する書類については、規則または様式に明記するなどの対応を徹底されたい。	実績報告書に添付する書類を明確に認識できるよう、船橋市環境整備事業の補助等に関する規則を改正することとした。	令和4年1月に船橋市環境整備事業の補助等に関する規則を改正する。
139	233	河川整備課	意見	【船橋市環境整備事業補助金】 実績報告書の提出は、船橋市補助金等交付規則第12条で「(補助事業等の)完了した日から起算して20日を経過する日または補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日まで」と明記されているのであるから、船橋市環境整備事業の補助等に関する規則を改正し明記するよう要望する。	実績報告書の提出時期を明確に認識できるよう、船橋市環境整備事業の補助等に関する規則を改正することとした。	令和4年1月に船橋市環境整備事業の補助等に関する規則を改正する。
140	234	財政課 河川整備課	指摘	【船橋市環境整備事業補助金】 市が交付する補助金に関しては原則として、交付要綱等にも関係書類の整備に関する規定を明記した方が補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であり、補助事業者が関係書類の整備義務を明確に認識することが期待できる。したがって、関係書類の整備及び保存年限に関する規定を船橋市環境整備事業の補助等に関する規則に明記するよう徹底されたい。	船橋市補助金等の交付に関する規則では、補助事業者は関係書類を常に整備しておくこととしていたが、関係書類を常に整備しておくことは負担が大きいこと、また、補助事業の内容により、関係書類の整備が必要な期間が異なることから、令和3年7月1日付けで同規則を改正し、補助事業者が関係書類を整備する期間を「常に」から「市長が別に定める期間」とした。 また、船橋市文書管理規則に基づく補助金等に係る公文書の保存期間や補助事業により取得した財産の耐用年数及び債権の時効期限等を考慮して、補助要綱等に関係書類の整備期間を規定するよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 関係書類の整備義務を明確に認識できるよう、船橋市環境整備事業の補助等に関する規則を改正することとした。(河川整備課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 令和4年1月に船橋市環境整備事業の補助等に関する規則を改正する。(河川整備課)

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
141	237	建築指導課	意見	【船橋市耐震改修等助成事業(耐震診断、耐震改修)、船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金】 市が交付する補助金のうち、公益性が高いと判断される補助金であっても、希少な財源を最適に配分する観点から、当初予算の段階でその必要額を適正に見積もるよう要望する。	監査時点と同じ。	過年度実績と相談件数等により、市民の関心やニーズを把握することで、令和4年度予算を見積もる。
142	237	財政課 建築指導課	意見	【船橋市耐震改修等助成事業(耐震診断、耐震改修)、船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金】 必要性が高いと判断される補助金について、最終的に多額の不用額が発生することを避ける必要があるため可能な範囲で最終の補正予算までに減額補正を行うよう要望する。	年度末まで申請を受け付けている補助金などについては、不用額を的確に見積もることが困難と考えられるため、原則として減額補正は行わず、予算編成の精度を高めることとするが、今後、年度途中で中止が決定した事業等は減額補正することを検討する旨を令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) これらの補助金は交付額の確定が年度末となるため、減額補正は行わず、予算編成の精度を高めることとし、事業が年度途中で中止となった場合は減額補正を検討することとした。(建築指導課)	左記の通り措置済み。
143	237	建築指導課	意見	【船橋市耐震改修等助成事業(耐震診断、耐震改修)】 耐震改修等助成金は、特に必要性が高いものと考えられる。利用率向上を図るよう要望する。	令和3年4月に送付した固定資産税等納税通知書に、耐震関連助成事業のチラシを同封するなど、耐震化の必要性の啓発及び耐震関連助成事業の周知を図っている。	左記のとおり措置済み。
144	239	建築指導課	意見	【船橋市耐震改修等助成事業(耐震改修)】 市が交付する助成金の助成対象事業または対象科目に関しては、助成金交付事務の透明性の確保のためにも、助成事業者が要綱から理解できるものでなければならない。住宅耐震改修特別控除額の取扱いについて、補助対象経費に消費税等を含むのか含まないのかの規定についても、要綱上明記するよう要望する。	監査時点と同じ。	消費税を含めるか含めないかについて、事業者が選択できる制度を継続することとし、仕入控除税額についての報告書の提出を義務付けるため、令和3年度中に要綱の改正を行う。
145	240	財政課 建築指導課	意見	【船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金】 補助金等の返還が命ぜられたときの加算金及び延滞金の取扱いについて、所管する他の交付要綱等についても規定の整備を図る等、交付要綱等の改正も含めて対応するよう、要望する。	補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助金等が偽り その他不正の手段等により交付決定され、その交付決定が取り消された 場合において、補助金等の返還を命ぜられたときは、加算金及び延滞金 を納付させることができるよう、令和3年7月1日付けで船橋市補助金等 の交付に関する規則を改正し、加算金及び延滞金の規定を追加した。 (財政課) 監査時点と同じ。(建築指導課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 補助金等の返還が命じられたときの加算金及び延滞金の取り扱いについ て、令和3年度中に要綱の改正を行う。(建築指導課)
146	241	財政課 建築指導課	指摘	【船橋市マンション耐震診断助成事業】 船橋市マンション耐震診断助成事業について、組合員以外の者に対する駐車場の貸付けは消費税の課税対象となり、納税義務のあるマンション管理組合が増えつつある現状から、消費税仕入控除税額不適用確認書の確認を徹底し、納税義務のある助成事業者には消費税仕入控除税額報告書の提出を徹底されたい。	令和3年度以降の補助事業に係る消費税等の仕入控除税額に関する 取扱いについて、補助金申請時における事業者等からの補助対象経費 の計上を原則税抜きとし、補助金額を税抜きで算定するが、免税事業者 など補助対象経費を税抜きで計上した結果、補助金が減額されることで 補助事業の実施に支障をきたすおそれがある場合には、消費税額を補 助対象経費に含めて申請し、税込み額にて補助金を算定できることとし た。また、消費税額を補助対象経費に含めて補助金を交付した場合には、 免税事業者等も含めた全ての事業者から仕入控除税額報告書を提出 させることとし、規定例を参考に補助要綱等の本文及び様式を改正す るよう令和3年6月1日付けで通知した。(財政課) 監査時点と同じ。(建築指導課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 消費税仕入控除税額の報告書の提出について、令和3年度中に要綱の 改正を行う。(建築指導課)

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
147	241	財政課 建築指導課	指摘	【船橋市危険コンクリートブロック塀等撤去事業補助金】 市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも関係書類の整備に関する規定を明記した方が補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であり、補助事業者が関係書類の整備義務を明確に認識することが期待できる。 したがって、補助金交付要綱等に関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記するよう徹底されたい。	船橋市補助金等の交付に関する規則では、補助事業者は関係書類を常に整備しておくこととしていたが、関係書類を常に整備しておくことは負担が大きいこと、また、補助事業の内容により、関係書類の整備が必要な期間が異なることから、令和3年7月1日付けで同規則を改正し、補助事業者が関係書類を整備する期間を「常に」から「市長が別に定める期間」とした。 また、船橋市文書管理規則に基づく補助金等に係る公文書の保存期間や補助事業により取得した財産の耐用年数及び債権の時効期限等を考慮して、補助要綱等に関係書類の整備期間を規定するよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 監査時点と同じ。(建築指導課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記するため、令和3年度中に要綱の改正を行う。(建築指導課)
148	243	宅地課	意見	【船橋市がけ地整備事業補助金】 市が交付する補助金のうち、公益性が高いと判断される補助金であっても、希少な財源を最適に配分する観点から、当初予算の段階でその必要額を適正に見積もるよう要望する。	監査時点と同じ。	この補助金の申請件数は自然災害に影響を受けることもあり、必要額を適正に見積もることは困難であるが、過去の実績を踏まえて適正な予算積算を行う。
149	243	財政課 宅地課	意見	【船橋市がけ地整備事業補助金】 必要性が高いと判断される補助金について、最終的に多額の不用額が発生することを避ける必要があるため可能な範囲で最終の補正予算までに減額補正を行うよう要望する。	年度末まで申請を受け付けている補助金などについては、不用額を的確に見積もることが困難と考えられるため、原則として減額補正は行わず、予算編成の精度を高めることとするが、今後、年度途中で中止が決定した事業等は減額補正することを検討する旨を令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) この補助金は年度末まで申請を受け付けており、交付額の確定が年度末となるため、減額補正は行わず、予算編成の精度を高めることとするが、年度途中で事業の中止が決定した場合は、減額補正を検討することとした。(宅地課)	左記のとおり措置済み。
150	243	宅地課	意見	【船橋市がけ地整備事業補助金】 この補助金は、近年のゲリラ豪雨等の状況から必要性が高いものと考えられる。市所管課においてもこの補助金を利用してもらうよう取り組まれているが、危険度に応じて補助率を設定するなど利用率向上に向けて取り組まれるよう要望する。	利用率向上を図れるよう、令和3年4月1日付で要綱を改正し、補助要件のがけの高さを3m以上から2m超に緩和するとともに、補助対象に既存擁壁を加えた。	がけ地整備事業補助金について、引き続きホームページの掲載などで広報周知に取り組むこととする。
151	244	財政課 宅地課	指摘	【船橋市がけ地整備事業補助金】 市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも関係書類の整備に関する規定を明記した方が補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であり、補助事業者が関係書類の整備義務を明確に認識することが期待できる。 したがって、補助金交付要綱等に関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記するよう徹底されたい。	船橋市補助金等の交付に関する規則では、補助事業者は関係書類を常に整備しておくこととしていたが、関係書類を常に整備しておくことは負担が大きいこと、また、補助事業の内容により、関係書類の整備が必要な期間が異なることから、令和3年7月1日付けで同規則を改正し、補助事業者が関係書類を整備する期間を「常に」から「市長が別に定める期間」とした。 また、船橋市文書管理規則に基づく補助金等に係る公文書の保存期間や補助事業により取得した財産の耐用年数及び債権の時効期限等を考慮して、補助要綱等に関係書類の整備期間を規定するよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 監査時点と同じ。(宅地課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記するため、令和3年度中に要綱の改正を行う。(宅地課)
152	245	住宅政策課	意見	【船橋市住宅セーフティネット家賃等低廉化事業】 市が交付する補助金のうち、公益性が高いと判断される補助金であっても、希少な財源を最適に配分する観点から、当初予算の段階でその必要額を適正に見積もるよう要望する。	監査時点と同じ。	翌年度の入居者動向の見通しについて、登録業者等と連絡を密にしなから、令和4年度の当初予算ではより精度を高めることとする。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和3年7月1日現在)	今後の方針 (令和3年7月1日現在)
153	245	財政課 住宅政策課	意見	【船橋市住宅セーフティネット家賃等低廉化事業】 必要性が高いと判断される補助金について、最終的に多額の不用額が発生することを避ける必要があるため可能な範囲で最終の補正予算までに減額補正を行うよう要望する。	年度末まで申請を受け付けている補助金などについては、不用額を的確に見積もることが困難と考えられるため、原則として減額補正は行わず、予算編成の精度を高めることとするが、今後、年度途中で中止が決定した事業等は減額補正することを検討する旨を令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 年度末まで申請を受け付けており、交付額の確定が年度末となるため、減額補正は行わず予算編成の精度を高めることとするが、年度途中で中止が決定した場合は減額補正することを検討することとした。(住宅政策課)	左記のとおり措置済み。
154	245	住宅政策課	意見	【船橋市住宅セーフティネット家賃等低廉化事業】 この補助金は、現下の新型コロナウイルスの状況からますます必要性が高くなっていくものと考えられる。市所管課においてもこの補助金を利用してもらうよう取り組まれているが、家賃低廉化住宅の登録を増やすなど利用率向上に向けて取り組まれるよう要望する。	家賃低廉化住宅の登録を増やすため、登録に係る事務手続きについて、簡素化等が図れるか検討している。	家賃低廉化住宅の登録を増やすため、登録に係る事務手続きの簡素化等、不動産店への登録促進に取り組んでいく。
155	246	財政課 住宅政策課	指摘	【船橋市家賃債務保証支援事業、船橋市住宅バリアフリー化等支援事業、船橋市分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業、船橋市親・子世帯近居同居支援事業、船橋市高齢者住み替え支援事業、船橋市被災住宅修繕支援事業補助金】 市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも関係書類の整備に関する規定を明記した方が補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であり、補助事業者が関係書類の整備義務を明確に認識することが期待できる。したがって、補助金交付要綱等に関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記するよう徹底されたい。	船橋市補助金等の交付に関する規則では、補助事業者は関係書類を常に整備しておくこととしていたが、関係書類を常に整備しておくことは負担が大きいこと、また、補助事業の内容により、関係書類の整備が必要な期間が異なることから、令和3年7月1日付けで同規則を改正し、補助事業者が関係書類を整備する期間を「常に」から「市長が別に定める期間」とした。 また、船橋市文書管理規則に基づく補助金等に係る公文書の保存期間や補助事業により取得した財産の耐用年数及び債権の時効期限等を考慮して、補助要綱等に関係書類の整備期間を規定するよう令和3年6月21日付けで通知した。(財政課) 【船橋市家賃債務保証支援事業、船橋市住宅バリアフリー化等支援事業、船橋市分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業、船橋市親・子世帯近居同居支援事業、船橋市高齢者住み替え支援事業】 令和3年4月1日付けでそれぞれ要綱を改正し(関係書類の整備)の条項を追加した。 【船橋市被災住宅修繕支援事業補助金】 令和2年度で事業が終了している。 (住宅政策課)	左記のとおり措置済み。(財政課) 【船橋市家賃債務保証支援事業、船橋市住宅バリアフリー化等支援事業、船橋市分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業、船橋市親・子世帯近居同居支援事業、船橋市高齢者住み替え支援事業】 令和4年3月までにそれぞれ要綱を改正し、関係書類の保存年限を明記する。 【船橋市被災住宅修繕支援事業補助金】 左記のとおり措置済み。 (住宅政策課)
156	246	建築指導課 住宅政策課	意見	同一部内での要綱等の規定の違いについて、各補助金交付要綱等の制定の時期や参考とする要綱等により規定の仕方が異なるのは仕方がない面もあるが、新しく要綱等を制定する際には以前制定した要綱等の見直しを行い、必要な規定の改正等をするよう要望する。	監査時点と同じ。	新しく要綱等を制定する際には、可能な限り規定の仕方を統一できるように、要綱の改正等に向けた体制の整備を検討する。